

ICBC  中国工商银行

中国工商银行

個人ネットバンクサービス

第1条 サービスについて

1. 利用対象者

利用対象者は、本サービスのご契約をいただいた個人のお客さまに限ります。

2. 利用時間

本サービスの利用時間は当行所定の時間内とし、利用時間は取引により異なります。ただし、臨時メンテナンス、システム障害等が発生した場合は、ご利用時間中であってもお客さまに予告なく、ご利用を一時停止または中止することがあります。なお、利用時間は当行システムが保持する時刻を基準とします。

3. 使用できる機器

本サービスの利用に際して使用できる機器は、当行所定のものに限りします。

4. 利用限度額

本サービスの各種取引における1日または1回あたりの利用限度額の上限金額は当行所定の範囲内とし、取引種類により異なります（以後、本規定における1日あたりの各種利用限度額の起点は毎日日本時間の午前0時とします）。なお、これらの利用限度額を超えた取引依頼については、当行は取引を行う義務を負いません。

5. 利用手数料等

(1) 本サービスの利用にあたっては、当行所定の本サービス利用手数料およびこれに伴う消費税をいただく場合があります。この場合、当行は本サービス利用手数料を普通預金規定にかかわらず、預金通帳、払戻請求書の提出なしに、本サービスについて当行所定の方法により届け出いただく「サービス登録口座(日本円普通預金口座)」から当行所定の日に自動的に引き落としします。

「サービス登録口座(日本円普通預金口座)」として届け出る口座は当行に開設したお客さま名義の日本円の普通預金口座に限りします。

(2) 当行は利用手数料を変更する場合があります。今後、本サービスに係わる諸手数料を新設あるいは改定する場合についても、当行所定の方法により引き落としします。

(3) 第1号の本サービス利用手数料以外の諸手数料についても、提供するサービス等の変更に伴い、新設・変更する場合があります。

6. サービス登録口座(日本円普通預金口座)のお届出

お客さまは、当行にあるお客さま名義の日本円の普通預金口座の一つを、本サービスによる取引に主に使用する口座（以下「サービス登録口座(日本円普通預金口座)」といいます）として届け出るものとします。

お客さまがサービス登録口座(日本円普通預金口座)として指定した普通預金口座のお届出印（または署名）（以下、「お届出印」と記載する場合は「お届出の署名」を含むものとします）を当行が定める取引またはお客さまが特にお申し出の取引を除き、今後発生する本サービスに関する一切の書面による申込、届出、依頼、通知等に使用します。

7. ネットバンクサービスのご利用方法

ネットバンクサービスのご利用にあたっては、パーソナルコンピューター等の端末機の画面上で当行所定の登録を行っていただきます。

また、ネットバンクサービスのご利用を中止する場合は、解約の申込書をお取引窓口までご提出いただきます。

第2条 本人確認

本サービスのご利用についてのお客さまの確認は次の方法により行うものとします。

1. 当行はお客さまが本サービスを利用する際に、「ワンタイムパスワードカード端末」を貸与します。

2.

(1) お客さまは、本サービスのご契約に際して、「ログイン専用パスワード」を当行所定の手続きにより届け出るものとします。

(2) 「ログイン専用パスワード」が他人に知られた場合またはお取引の安全性を確保するため「ログイン専用パスワード」の変更を行いたい場合には、すみやかにお客さまご本人からネットバンクサービスにて届け出てください。当行はこの届け出の前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、責任を負いません。

3. 本サービスの利用の際に、当行はインターネットによってお客さまから通知された次の番号等（以下、「番号等」といいます）と、当行に登録されている各番号等との一致を確認することにより本人確認を行います。本サービスの本人確認に使用する組合せは取引内容により異なる場合があります。

なお、「取引ごとに変わる動的なパスワード」は特定の取引について、取引の都度「ワンタイムパスワードカード端末」によってワンタイムパスワード（1回限りのパスワード）を生成し、端末上に表示します。

(1) 「ログインID」(口座番号／カード番号／ユーザー名の何れかを登録)

(2) 「画像認証番号」

(3) 「ログイン専用パスワード」

(4) 「取引ごとに変わる動的なパスワード」

(5) その他当行所定の事項等

4. 当行が前項の方法にしたがって本人確認手続を経た後で取引を実施した場合は、当行は利用者を契約者ご本人であるとみなし、前項の番号等、端末等につき偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても当行は当該取引を有効なものとして取り扱い、また、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。なお、前項の番号等の盗用により行わ

れた不正な振込による損害について、お客さまは、第 12 条による補てんを請求することができます。
前項の番号等および「ワンタイムパスワードカード端末」は厳重に管理し、他人に教えたり、紛失・盗難に遭わないよう十分注意してください。

5.「ワンタイムパスワードカード端末」はお客さまご本人が保管してください。第三者への譲渡・貸与はできません。
当行から請求があった場合は、すみやかに「ワンタイムパスワードカード端末」を返却するものとします。

6.

(1)お客さまが「ワンタイムパスワードカード端末」を紛失・盗難などで失った場合またはお取引の安全性を確保するため「ワンタイムパスワードカード端末」の変更を行いたい場合には、すみやかにお取引窓口でお手続きください。

この届け出に対し、当行は所定の手続きを行います。

当行はこの届け出の前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、責任を負いません。

なお、「ワンタイムパスワードカード端末」の再発行の依頼はお取引窓口にお越しいただいた上で当行所定の書面により行うものとし、再発行にあたっては、当行所定の再発行手数料をいただきます。

(2)前号のうち、「ワンタイムパスワードカード端末」を失った旨、および「ワンタイムパスワードカード端末」の変更に先立ち本サービスの取引を一時停止したい旨の届け出については、電話により行うことができます。この場合、当行は前号と同様に取り扱います。

7.本サービスの利用について届け出と異なる「ログイン専用パスワード」「取引ごとに変わる動的なパスワード」「認証番号」の入力が連続して当行所定の回数行われた場合は、その時点で当行は本サービスの利用を当行所定の範囲で一時停止します。この一時停止は一定時間後には解除いたしますが、それ以降も連続して且つ通算して当行所定の回数行われた場合には、当行は本サービスの利用を停止します。その場合、本サービスの利用を再開するには、当行所定の書面による手続が必要となりますのでお取引窓口にお越しください。

8.「ログイン ID」を失念した場合は、ネットバンクサービスにて確認の依頼を行ってください(「ログイン ID を忘れました」をクリック)。あるいは当行までご連絡ください。「ログイン専用パスワード」を失念した場合は、当行所定の書面手続が必要となりますので当行までご連絡ください。この連絡を受け付けた場合は、直ちに本サービスの取り扱いを停止します。なお、連絡前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。また、本サービスの取り扱いを再開するには、当行所定の書面手続が必要となります。

第 3 条 取引の依頼

1.取引の依頼方法

本サービスによる取引の依頼は、第 2 条にしたがった本人確認が終了後、お客さまが取引に必要な所定事項を当行の指定する方法により当行に伝達されることで受け付けるものとします。

当行は、次項のサービス登録口座の届け出にしたがい取引を実施します。

2.サービス登録口座の届け出

本サービスで利用する次のサービス登録口座を当行所定の方法により届け出てください。

当行は、お届け出の内容にしたがい本サービスのサービス登録口座として登録します。

「サービス登録口座」

本サービスにおける各種取引の支払口座や振替取引の入金口座等として利用でき、第 1 条第 6 項に定める「サービス登録口座(日本円普通預金口座)」および「サービス登録口座(日本円普通預金口座)」と同一住所・同一名義の当行口座。

なお、「サービス登録口座」を届け出の際、その口座の各々につき、当行所定の確認方法によりお客さまご本人の口座に相違ないものと認めて取り扱いましたうへは、それらの届け出につき、偽造、変造その他事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

(1)お届け出いただく「サービス登録口座」の口座数は、当行所定の数を超えることはできません。

(2)「サービス登録口座」でも、当該口座のご利用内容によっては、一部できない取引があります。

(3)サービス登録口座の追加・削除については、当行所定の書面による手続が必要となりますのでお取引窓口にお越しください。

3.依頼内容の確定

当行が本サービスによる取引の依頼を受け付けた場合、お客さまに依頼内容を確認しますので、その内容が正しい場合には、端末機の操作により確認した旨を当行に回答してください。

この回答が各取引で必要な当行所定の確認時間内に行われ、当行が受信した時点で当該取引の依頼内容が確定したものとし、当行所定の方法で各取引の手続きを行います。

当行がこの回答を確認時間内に受信しなかった場合には、当行からその旨を伝達しますので再度やりなおしてください。

4.サービス登録口座からの支払の実施等

(1)サービス登録口座からの資金の引き落としについては、前項のお客さまから当行への回答の後、当行は振替・振込資金、振込手数料、外国送金資金、外国送金手数料および諸費用、各解約代り金などを預金通帳・払戻請求書・キャッシュカード等なしで引き落としを行います。なお、取引および引落口座が当行所定の範囲内の場合、お客さまの依頼内容の確認に引き続き即時に資金の引き落としを行います。

(2)前号に定める取引において、実施結果ならびにお取引依頼の確認の通知内容に不明な点がある場合、またはその通知が受信できなかった場合は、当行まですみやかにご照会ください。また、当該取引において引き落としが成立しなかった場合(残高不足の他、当該口座の解約・延滞・差押による支払停止およびお客さまからの申し出による通帳・印鑑の紛失による支払停止等の場合も含みます)には、当該取引の依頼はなかったものとして取り扱いますのでご了承ください。

第 4 条 振替取引

1.内容

本サービスによる資金移動取引のうち、当行がお客さまより「サービス登録口座」として届け出を受けているご本人の口座をお客さまが「入金指定口座」とし、その「入金指定口座」あてに行う資金移動取引を、当行は「振替」として取り扱います。

2.取引の実施日

振替の実施日は、原則として受付日当日とします。

3.適用金利

「入金指定口座」での適用金利は受付日における当行所定の金利とします。

第 5 条 振込取引

1.内容

本サービスによる資金移動取引のうち、当行がお客さまより「サービス登録口座」として届け出を受けていないご本人の口座、または当行にあるご本人以外の口座をお客さまが「入金指定口座」とし、その「入金指定口座」あてに行う資金移動取引を、当行は「振込」として取り扱います。

2.取引の実施日

振込の実施日は、原則として受付日当日とします。

ただし、取引の依頼内容の確定時点で当行所定の時限を過ぎている場合は「翌銀行窓口営業日扱」とします。

3.上限金額の設定

当行は、本サービスによる「振込」および「外国送金」取引の合計において「1日(操作日)」(基準は午前0時)当りにお客さまが取引できる上限金額および「振込」、「外国送金」1件当りの上限金額を定めます。

4.依頼内容の変更・取消

本規定の第3条第3項により振込の依頼内容が確定した後は依頼内容を変更すること、または依頼を取りやめることはできません。

5.当行判断による取扱い

振込取引の内容に瑕疵がある場合、当行は当該振込依頼を取り消し、振込金額をお客さまの口座に戻した上で、お客さまに振込を取り消したことを本サービスで通知いたします。

第 6 条 定期預金取引

1.内容

(1)本サービスにより提供できる定期預金の取引は、当行所定の取引とし、ご利用可能な定期預金は当行所定の定期預金とします。また、「サービス登録口座」としてお届けいただいた定期預金口座の取引に限るものとします。

(2)新規受付等の取引における利息計算で使用する金利は、受付時点で提示した当行所定の金利とします。

(3)本サービスにより提供できる外貨預金の取引は、当行所定の取引とし、ご利用可能な外貨預金は、当行所定の外貨預金とします。なお、外貨預金取引のご利用は、原則18歳以上の成年の方かつ外貨預金口座をサービス登録口座として届け出ている方とします。

(4)定期預金の解約の依頼については、各定期預金規定にしたがって受け付けます。

2.取引の実施日

取引の実施日は、原則として受付日当日とします。

ただし、取引の依頼内容の確定時点で当行所定の当日取扱い時限を経過している場合は「翌銀行窓口営業日」とし、翌銀行窓口営業日に「入金指定口座」あてに入金処理を行います。

第 7 条 外貨預金振替取引

1.内容

本サービスによる、窓口と同様の外貨預金振替取引を提供しており、2023年5月現在は日本円、米ドル、人民元の3つの通貨に対応しています。取引時間は当行のシステムの設定に準ずるものとし、取引時間外の取引はできません。

2.取引の実施日

取引の実施日は受付日とします。

3.上限金額の設定

50万米ドル/件; 100万米ドル/日。

4.外貨預金の振替制限

取扱通貨国の諸事情により外国為替市場が閉鎖されている場合など、外貨預金の振替取引ができなくなることがあります。また、為替相場動向などから一時お取引を停止させていただくこともあります。

第 8 条 外国送金取引

1.内容

本サービスによる資金移動取引のうち、日本国外にある、当行または他の金融機関の口座をお客さまが「入金指定口座」とし、その「入金指定口座」あてに行う資金移動取引を、当行は「外国送金」として取り扱います。

外国送金取引については、第2条第3項の記載にかかわらず、お客さまから通知された同条項記載の番号等と当行に登録されている各番号等との一致を確認することに加えて、当行所定の方法による本人確認を行うことがあります。当行がご本人と認めることができず、取引をお断りする場合、これにより生じた損害については当行は責任を負いませんのでご了承ください。

なお、「外国送金」は受付日に関係なく、以下の通り取り扱います。

(1)送金通貨、送金金額は当行所定の範囲内とします。

(2)海外の銀行への通知方法は「電信」とします。

- (3) お受取人へのお支払方法は、お受取人の口座への入金に限ります。
- (4) 海外の銀行において発生する手数料は、お受取人が負担するものとします。なお、後日関係銀行より手数料の請求があった場合はお客さまが負担するものとします。
- (5) 送金資金の引落口座は円建または送金資金と同一通貨建、かつ当行所定の預金種類の口座に限ります。
- (6) 外国送金手数料および諸費用の引落口座は円貨預金口座に限ります。
- (7) マネー・ローンダリング防止を目的とした送金先金融機関へのお客さまの個人情報提供に同意いただけない場合は取り扱いできません。

また国内の関係法令、外国の法令、事情、慣習その他の事由から、ご依頼通りの外国送金を取り扱うことができない場合があります。

2.取引の実施日

- (1) 外国送金依頼にもとづく送金代り金、所定の手数料および諸費用の引き落としは原則として受付日とします。ただし、取引の依頼内容の確定時点で当行所定の時限を過ぎている場合は送金代り金の引落日に関わらず「翌銀行窓口営業日報」とします。
- (2) 当行は送金の依頼内容にもとづいて、当行所定の時限に従い、関係銀行に対して支払指図を発信します。ただし、前号において残高不足等の理由により「支払指定口座」からの引き落としができなかった場合には、その依頼はなかったものとして取り扱います。

3.上限金額の設定

当行は、本サービスによる「振込」および「外国送金」取引の合計において「1日(操作日)」(基準は午前0時)当りにお客さまが取引できる上限金額および「振込」、「外国送金」1件当りの上限金額を定めます。

4.当行判断による取扱い

- (1) 当行所定の時限内に外国送金依頼を行っても、送金される通貨等によっては送金指定日に取扱いできない場合があります。この場合は送金指定日を送金指定日以降の当行が処理可能な日付に当行にて読替えのうえ処理するものとします。
- (2) 外国送金依頼の内容に瑕疵がある場合には、当行はその外国送金依頼を処理しません。
- (3) 当行が外国送金依頼を受け付けた後でも、以下の事由の一つにでも該当すると当行が認めた場合には、当行は外国送金依頼を処理しません。

① 該当の送金が「外国為替及び外国貿易法」または外国為替関連法規に関して疑義あるとき

② 戦争、内乱、災害、もしくは当該外国送金取引に係る銀行の資産凍結、支払停止等が発生し、またその虞があるとき

③ 送金が犯罪にかかわるものであると疑われる等相応の事由があるとき

(4) 上記の(2)、(3)に該当する場合、当行は当該外国送金依頼を取り消し、送金金額および手数料をお客さまの口座に戻した上で、お客さまに送金を取り消したことを本サービスで通知いたします。

(5) 上記の(2)、(3)に関して確認が必要な事項等がある場合、本サービスの画面上でお客さまの申告・確認を求める、電話等でお客さまに連絡する等、当行から確認を行うことがあります。

(6) 当行所定の時限を超過した外国送金依頼は、送金指定日に処理できない場合があります。この場合は、送金指定日を送金指定日以降の当行が処理可能な日付に当行にて読替えのうえ処理するものとします。

5.依頼内容の変更・取消

- (1) 外国送金依頼の内容変更・取消の依頼を行う場合には、当行所定の内容変更・取消の依頼書を提出するものとします。
- (2) 当行が依頼書上の印影または署名につき相応の注意をもって照合し、相違ないものと認め取扱った場合には、依頼書に偽造・変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

6.許可等の取扱い

(1) 「外国為替及び外国貿易法」の規定による許可または届出を要する外国送金取引については、送金指定日までに当行に許可証または届出受理証を提出するものとします。

(2) 前号の定め反した場合、外国送金依頼はお客さまにより取消されたものとし、当行はこれを取扱いません。

(3) お客さまが「外国為替及び外国貿易法」等の各種法令において、当局宛に「支払または支払の受領に関する報告書」等の書類を提出する必要がある場合、お客さまは当行所定の期間内に当行宛に必要な書類を提出するものとします。

第9条 口座情報の提供

1.内容

本サービスによる「サービス登録口座」の残高等各種照会による口座情報の提供については当行所定の取り扱いとします。当行が提供する口座情報の内容は、照会時の取引処理状況等により、最新の内容が反映されていない場合があります。また、提供する口座情報は、お客さまの口座情報を証明するものではありません。

2.口座情報の基準日

前項による口座情報は、第3条第3項による照会依頼内容が確定した時点のものが提供されます。

第10条 届出事項の変更等

1.届出事項の変更等

預金口座などについての印章、名称、住所、電話番号、Eメールアドレスその他の届出事項に変更があったときには、各種預金規定およびその他の取引規定にしたがい直ちに当行に届け出てください。

届け出を行わなかったために、当行からの送信、通知もしくは当行から送付された書類等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時点に到達したものとします。

2.変更日

届け出の受理日は当行における手続完了日とします。手続完了までには相当の期間がかかります。依頼日より、手続完了までの間に、変更が行われなかったことにより、お客さまに損害が生じても当行は責任を負いません。

第 11 条 取引メニューの追加

本サービスに今後追加される取引メニューについて、お客さまは新たな申し込みなしに利用できるものとします。ただし、当行が指定する一部のメニューについてはこの限りではありません。

第 12 条 取引内容の確認等

1.取引内容の照会

(1)本サービスにより行った取引について、お客さまは本サービスで提供される機能で一定期間のうちに確認するようにしてください。

(2)また、通帳発行口座について本サービスにより資金移動取引を行った後は、すみやかに日本国内にある当行の支店・出張所で預金通帳に記帳し、取引内容を確認してください。

2.取引内容の通知

本サービスにより行った取引については、取引の明細を記載した受付書等の書面による交付は一部を除いて行いません。

3.取引の記録

本サービスによる取引内容について疑義が生じた場合には、本サービスについての電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱います。

第 13 条 番号等の盗用による振込等

1.番号等の盗用により行われた不正な振込等(以下、本条において「当該振込等」といいます)については、次の各号のすべてに該当する場合、お客さまは当行に対して当該振込等の額に相当する金額およびこれに附帯する手数料ならびに支払原資となった預金(以下、本条において「対象預金」といいます)の約定利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

(1)番号等の盗用または当該振込等に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること。

(2)当行の調査に対し、お客さまより十分な説明が行われていること。

(3)当行に対し、捜査当局に被害届を提出していることその他の当該振込等があったことが推測される事実を確認できるものを示していること。

2.前項の請求がなされた場合、当該振込等がお客さまの故意または重過失による場合でなく、かつ、利用する端末の安全対策や番号等の管理を十分に行っている等、お客さまが無過失である場合、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむをえない事情があることをお客さまが証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします)前の日以降になされた当該振込等にかかる損害の額に相当する金額およびこれに附帯する手数料ならびに対象預金の約定利息に相当する金額(以下、「補てん対象額」といいます)を第2条第4項にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該振込等が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつお客さまに過失(重過失を除きます)があると当行が証明した場合は、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

3.前2項の規定は、本条第1項にかかる当行への通知が、番号等が盗用された日(番号等が盗用された日が明らかでないときは、番号等の盗用による不正な振込が最初に行われた日)から2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

4.本条第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当行は補てんしません。

(1)当該振込等が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること当該振込等がお客さまの重大な過失により行われたことお客さまの配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または、家事使用人によって行われたことお客さまが、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

(2)番号等の盗用が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われたこと

5.当行が対象預金についてお客さまに払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、本条第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、お客さまが、当該振込等を行った者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

6.当行が本条第2項の規定にもとづき補てんを行った場合には、当該補てんを行った金額の限度において、対象預金に関する払戻請求権は消滅します。

7.当行が本条第2項の規定にもとづき補てんを行った場合には、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、当該振込等を行った者その他の第三者に対してお客さまが有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

第 14 条 関係規定の適用・準用

この規定に定めのない事項については、普通預金規定、定期預金規定、振込規定、外国送金取引規定等、関係する規定により取り扱います。

第 15 条 規定の変更

本規定は、当行の都合で任意に変更することがあります。変更内容については、当行ホームページその他相当の当行所定の方法で公表するものとし、公表の際に定める日から変更後の規定に従うものとします。

(2023 年 5 月現在)

モバイルバンクサービス利用に関する追加規定

モバイルバンクサービスの利用に際しては、個人ネットバンクサービス利用規定に加え、後記第1条から第8条までの追加規定（以下「モバイルバンクサービス追加規定」）を適用します。なお、特段の定めのない限り、個人ネットバンクサービス利用規定における定義はモバイルバンクサービス追加規定においても適用されるものとします。

第1条 モバイルバンクサービスについて

モバイルバンクサービスとは、後記第2条に定める申込者から個人ネットバンクサービスの利用申込を当行が受け付けた後、当該申込者からのモバイル機器（情報提供サービス対応型の当行所定の電話機および携帯情報端末等）等による依頼にもとづき、個人ネットバンクサービスのうち当行所定のサービスに関する取引を当行アプリを利用して行うサービスをいうものとします。なお、当行はモバイルバンクサービスの対象となる取引やメニューを契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

第2条 利用者および利用手続

1. モバイルバンクサービスの利用者は、個人ネットバンクサービスの契約者に限るものとします。
2. モバイルバンクサービスの利用者は、予め個人ネットバンクサービスにおいて初回ログインを行い、同時に初期パスワードの変更を完了しておく必要があります。
3. モバイルバンクサービスの利用者は、当行所定の方法に従い、モバイル機器等にモバイルバンクサービスのアプリをダウンロードした上で、当該アプリにおいて、個人ネットバンクサービスと共通のログインID（口座番号／カード番号／ユーザー名の何れかを登録）、ログイン専用パスワードを入力することでモバイルバンクサービスを利用することができます。
4. モバイルバンクサービスの初回利用により、お客さまのモバイル機器等から自動的に送信される契約者の固有情報をモバイル情報として当行に登録するものとします。

第3条 利用手数料

1. モバイルバンクサービスの利用にあたっては、当行所定の利用手数料およびこれに伴う消費税をいただく場合があります。この場合、当行は利用手数料を普通預金規定にかかわらず、預金通帳・払戻請求書の提出なしに、個人ネットバンクサービスについて当行所定の方法により届け出いただく「サービス登録口座（日本円普通預金口座）」から当行所定の日に自動的に引き落とします。
2. 当行は利用手数料を変更する場合があります。今後、本サービスに係わる諸手数料を新設あるいは改定する場合についても、当行所定の方法により引き落としします。
3. 第1号のモバイルバンクサービス利用手数料以外の諸手数料についても、提供するサービス等の変更に伴い、新設・変更する場合があります。

第4条 取引メニューの追加

モバイルバンクサービスに追加される取引メニューについて、お客さまは新たな申込なしに利用できるものとします。ただし、当行が指定する一部のメニューについてはこの限りではありません。

第5条 モバイルバンクサービスの提供停止

当行は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相応の事由がある場合には、店頭表示、当行ホームページ上での表示、その他相当の方法で公表することにより、モバイルバンクサービスの提供を停止できるものとします。

第6条 モバイルバンクサービスの解約等

1. モバイルバンクサービスの利用者は、モバイル機器等にダウンロードしているモバイルバンクサービスのアプリをアンインストールすることで、モバイルバンクサービスの利用を中止することができます。
2. モバイルバンクサービスの利用者は、モバイルバンクサービスの利用は中止するが、個人ネットバンクサービスは利用する場合は、上記1.以外には特段の手続は必要ありません。
3. モバイルバンクサービスの利用者は、モバイルバンクサービスの利用を中止し、且つ個人ネットバンクサービスの利用も中止する場合は、個人ネットバンクサービス解約の申込書をお取引窓口までご提出いただきます。

第7条 規定等の準用

本規定に定めのない事項については、個人ネットバンクサービス利用規定により取り扱います。

第8条 規定の変更

本規定は、当行の都合で任意に変更することがあります。変更内容については、当行ホームページその他相当の当行所定の方法で公表するものとし、公表の際に定める日から変更後の規定に従うものとします。

以上
(2017年8月現在)

当行の個人ネットバンクサービス(以下「ネットバンク」)における取引に関する制限事項を以下の通りご案内いたします。

1. ネットバンクへのログイン

中国工商銀行東京支店ホームページ(URL:<http://www.icbc.co.jp>)よりログインしてください。

2. 取引時間

ネットバンクのシステムが正常に運行している状況下では、原則として 24 時間サービスを提供いたしております。

ただし、外貨預金振替の取引時間については、当行のシステムの設定に準ずるものとし、取引時間外の取引はできません。

また以下の取引については、銀行営業日の 9:00～15:00 以外の時間に入力、提出された指図は、翌営業日の受付、処理となりますのでご注意ください(支払口座からの引落しは即時に行われます)。

- ✧ 振込取引(当行の在日拠点にある他人名義口座への振込)
- ✧ 外国送金取引

3. 取引上限金額

➤ ワンタイムパスワードカード端末を使用する取引に関する上限金額

- ✧ 対象となる取引：国内当行口座宛振込、外国送金(非人民元両替予約送金)、人民元両替予約送金
- ✧ 1 日(基準は午前 0 時)当りの累計取引限度額：日本円 2,000,000 円相当額
(累計を計算する時には、振込取引と外国送金取引を合計しますので、例えば同じ日に既に 500,000 円の外国送金を行っている場合、振込取引はその日は初めてであっても 1,500,000 円が上限金額となります。)
- ✧ 人民元両替予約送金取引につきましては、1 日当り 10,000 米ドル相当額を上限といたします。
- ✧ 1 件当りの取引限度額は日本円 2,000,000 円相当額(人民元両替予約送金は 10,000 米ドル相当額)です。

➤ 外貨預金振替取引に関する上限金額は、「個人ネットバンク操作マニュアル」第 9 項をご参照ください。

4. 振込取引および外国送金取引の依頼内容に誤りなどがあった場合

振込取引および外国送金取引につきましては、お客様が取引依頼を行った後、当行で内容につき確認を行った上で取引を実施いたします。内容に誤り等があった場合、当行は当該取引依頼を取り消し、取引金額および送金手数料をお客様の口座に戻した上で、お客様に取引を取り消したことをネットバンクにて通知いたしますので、取引依頼を行った暫く後にネットバンクで取引照会を行い当行側で取引が完了したか否かご確認ください。

5. 外国送金取引に関する関連書類の提出

ネットバンクの外国送金取引につきましては、窓口での外国送金と同じように、関連書類の提出が必要となる場合があります。関連書類の提出が必要となる場合は、当行よりお客様にご連絡いたします。

必要な資料が提出・確認されるまでは送金を実行できませんので、ご了承ください。

詳しくは下記のお問い合わせ先にご確認ください。

お電話でのお問い合わせ：

(中国語・日本語)(銀行営業時間のみ対応)

東京支店営業部： 03-6812-2782

大阪支店営業部： 06-7663-8800

池袋出張所： 03-6864-5500

(中国語・英語)(年中無休 24 時間対応)

サポートセンター： 03-5208-5210 / 06-6202-5350

以上

(2023 年 5 月現在)

当行はお客さまの個人情報について、下記の業務内容に関し、下記の利用目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。

【 業務内容 】

1. 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
2. 投信販売業務、保険販売業務（別途事前同意を取得したものに限り）、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
3. その他銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）

【 利用目的 】

1. 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
2. 法令等に基づくご本人さまの確認等や金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
3. 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
4. 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
5. 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
6. お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
7. 市場調査やデータ分析等による金融商品やサービスの研究や開発のため
8. ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案やご案内のため
9. 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
10. その他お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため

以 上

（2017 年 8 月現在）

甲(お客様)、乙(中国工商银行)は、双方の権利と義務、取引行為の規範を明確にするため、平等と相互利益の原則に基づきネットバンクサービスに関する事項につき本契約を締結する。

第一条 定義

本契約で使用される用語の意味は以下の通りである：

“ネットバンク”とは、インターネットやモバイル端末等を通じてお客様がご自身で金融サービスを利用する仮定の銀行のことである。中国工商银行ネットバンクサービスでは照会、振込、その他の金融取引などのサービスを提供している。

“パスワード”とは、お客様を確認するための数字或いは文字情報のことである。

下記の2種類のパスワードがある。

①お客様ご自身が設定できるログイン専用パスワード

②取引ごとに変わる動的なパスワード

動的なパスワードはワンタイムパスワードカード端末の液晶画面に表示される。ワンタイムパスワードカード端末所有者がワンタイムパスワードカード端末上に表示された文字列を動的なパスワードとしてネットバンクの所定の場所に入力すると、システムではパスワードが正しいか認証を行う。ワンタイムパスワードカード端末によって毎回不規則な文字列をパスワードとして生成することにより、お客様が毎回使用するパスワードが動的な変化と予知できないような仕組みを備えるものである。“ネットバンク取引指図”とは、お客様が登録したカード番号(お客様番号)または口座番号、及びパスワードで、インターネットやモバイル端末等を通じて銀行に提出する照会、振込などの取引のことである。

第二条 甲の権利、義務

一、権利

(一) 甲は自らの意思で乙のネットバンクサービスへの登録申込を行い、乙の同意を経た後、乙のネットバンクサービスを利用する権利を有する。

(二) 甲はネットバンクサービスの登録期間中はその取消手続を行う権利を有する。

(三) 甲は乙のネットバンクサービスに対し疑問、提案、或いは意見がある場合、乙に対して電話、ホームページ、或いは各営業拠点へ照会や意見を提出することができる。

二、義務

(一) 甲はネットバンクサービスを利用する際には、この契約以外に、乙のホームページに掲載されているネットバンク利用規定および取引規則を遵守しなければならない。

(二) 甲は乙の営業拠点においてネットバンクサービスの新規申込、解約、変更などの手続を行う際には、関連資料を提供し、利用申込書に記入し、署名或いは捺印による確認を行う。甲が乙に提出したネットバンクサービスの利用申込書は本契約と不可分である。甲は利用申込書に記入した内容および提供した資料の真実性、正確性、完全性を保証し、甲が提供した情報が真実でない或いは完全でないことによる損失は甲が負担する。

(三) 甲はネットバンクサービスを利用する際には、必ず、直接乙のホームページ(URL: <http://www.icbc.co.jp>)にアクセスし、電子メールにあるリンク或いはその他のホームページが提供するリンクよりアクセスしないものとする。

またモバイルバンクサービスを利用する際には、乙の指定するモバイルアプリを正しくダウンロードし、乙がアプリを更新した際には適時に更新するものとする。

(四) 甲は本人のログイン用のカード番号、口座番号、ログインID、ワンタイムパスワードカード端末及びそのパスワードを厳格に管理しなければならない。これらを使用して行った金融取引に関しては責任を負うものとする。

(五) 甲は機密性の原則に則りパスワードを自ら設定し保管する。姓名、生年月日、電話番号等明らかに本人と関係のある情報をパスワードに使用しないこと；パスワードを法律で規定された以外は他人に教えないこと；その他合理的な対策を採用しパスワードの盗難を防止すること。甲が善意無過失である場合を除き、パスワードの漏洩によってもたらされた結果については甲が責任を負うものとする。

甲はワンタイムパスワードカード端末を受領した後、適切にワンタイムパスワードカード端末を保管し、ワンタイムパスワードカード端末を他人に貸与してはならない。またワンタイムパスワードカード端末の入力パスワードを他人に教えてはならない。これが守られなかったことによってもたらされた結果については甲が責任を負うものとする。

(六) 下記の状況が発生した場合、甲は直ちに乙の営業拠点で関連手続を行わなければ、甲が乙のネットバンク機能を正常に利用できない或いは甲の口座にある資金の安全性が低下する等のリスクが発生する可能性がある。甲は手続が完了する前に発生した一切の結果に関して責任を負うものとする。

1. 甲がパスワードを漏洩、失念したことに関して、パスワードの変更手続を行う必要がある。

2. 甲がワンタイムパスワードカード端末を初めて受領した際は、乙から提示されたアクティベート・コードを使用してワンタイムパスワードカード端末の入力パスワードを設定する必要がある。もし乙から提示されたアクティベート・コードでワンタイムパスワードカード端末の入力パスワードの設定が出来ない場合、甲はすみやかに乙にその旨を申し出なければならない。

3. 甲が乙より貸与されたワンタイムパスワードカード端末の有効期限が切れた場合、電池が切れた場合、或いは動作不良、紛失、破損等があったが同じように使用したい場合、甲は乙に新たなワンタイムパスワードカード端末の発行を申し出る必要がある。乙は甲に対して再発行手数料を請求する場合があり、甲はすみやかに支払わなければならない。

(七) 甲はネットバンクサービスを利用している間に、提供した登録情報に何らかの変更があった場合、直ちに関連手続を行わなければならない。甲は上記の手続が完了する前に発生した一切の結果に関して責任を負うものとする。

(八) 甲は乙を故意に中傷する、乙の名誉に損害を与える、或いは乙のネットバンクシステムを悪意で攻撃してはならない。

(九) 甲はネットバンクサービスを利用する時、利用するサービス機能が乙のその他の業務規定或いは規則に及ぶ場合には、それらも同時に遵守しなければならない。

(十) 甲は長期間ネットバンクサービスを利用しない場合には、主体的に解約手続きを行わなければならない。

(十一) 甲が民事行為能力を完全に備えていない場合には、甲の法定代理人が甲のログイン用のカード番号、口座番号、ログインID、ワンタイムパスワードカード端末及びそのパスワードを保管するものとし、これらの情報を使用して行った金融取引に関して責任を負うものとする。

第三条 乙の権利、義務

一、権利

(一) 乙は甲の資産・信用状況により、甲の利用申込を受理するかどうか決定する権利を有する。

(二) 乙はネットバンクサービスの標準手数料を制定し、これをホームページ及び営業拠点において公表する権利を有する。

(三) 乙はネットバンクシステムを更新、改造する権利を有する。

(四) 甲が関連費用(手数料等)を払わない、甲が長期間ネットバンクサービスを利用しない、乙の関連業務規定を遵守しない、或いは悪意のある操作を行う、乙を中傷する、乙の名誉に損害を与える等の状況があった場合には、乙は甲に対するネットバンクサービスの提供を停止する権利を有する。また甲の責任を追及する権利も有する。甲が乙のネットバンクサービスを利用して法律や法令に違反する活動に従事した場合、乙は関連部門の要求に従いネットバンクの業務処理を停止するものとする。

(五) 乙は甲がネットバンクサービスを通じて提出した取引指図に基づき、甲の口座番号、顧客番号、及びワンタイムパスワードカード端末のパスワードを使用して行われた操作は甲によるものとみなし、当該操作により記録された電子情報を乙がネットバンク業務の有効な証票として処理する権利を有する。

(六) 乙は以下の状況により甲が提出したネットバンクの取引指図を正確に執行できなかったことに対し、責任を負わない：

1. 乙が受け取った甲の指図の情報に意味不明、文字化け、不完全等がある場合。

2. 甲の預金口座の残高が不足している場合。

3. 甲の預金口座内の資金が法律により凍結或いは引落された場合。

4. 甲が乙の定めた関連業務規定に従った正確な操作を行わなかった場合。

5. 甲の行為が詐欺或いはその他の非合法的な違法目的に利用された場合。

6. 乙がネットによるハッカーの攻撃、システムエラー、通信エラー、ネット上の混雑、電気系統の故障、パソコンやモバイル端末のウィルス、悪意のある攻撃、及びその他乙の責任によらない不可抗力に遭遇した場合。

(七) 仮にワンタイムパスワードカード端末のデータが漏洩する事件が発生する可能性があると判断された場合、甲の口座内にある資金の安全を守るため、乙は当該ワンタイムパスワードカード端末を無効にする権利を有する。乙は適切な方法で無効にしたワンタイムパスワードカード端末の情報を甲に告知し、甲に新規端末への切替を要求する。

(八) 契約停止或いはサービス有効期限内に中止する場合、乙は甲が支払った関連手数料を返却しないものとする。

(九) 仮に甲が乙のネットバンクシステムのエラー、故障、或いはその他の原因で不当な利益を得た場合、乙は甲の口座より不当な利益を引落す、或いは甲に対するネットバンクサービスを暫定的に停止する権利を有する。

二、義務

(一) 乙はシステムが正常に運行している状況下では、適時に甲が提出したネットバンクの取引指図を正確に処理し、甲に取引記録、資金残高、口座の状況等の照会サービスを適時に提供する責任を負うものとする。

(二) 乙はネットバンクに使用される関連ソフトウェアの合法性に責任を負うものとする。

(三) 乙は甲より申請された手続きを適時に処理し、関連するネットバンクサービスを提供する責任を負うものとする。

(四) 乙は甲にネットバンクの問い合わせサービスを提供し、また乙のホームページに機能の紹介、Q & A、取引規則等の内容を公表する責任を負うものとする。

(五) 乙は法律や法令が認める範囲および甲が認める範囲内で甲の資料および取引記録を使用するものとする。乙は甲より提供された申請資料およびその他の情報に対し、法律や法令で定める特別な場合を除き秘密を守る義務がある。

第四条 法律適用条項

本契約の成立、有効性、履行、および解釈は日本国の法律が適用される。法律上明確に規定されていない部分については通常の金融取引上の慣例が適用される。

本契約は、乙の既に存在している他の契約および約定を補充するものであり、それらを代替する文書ではない。仮に本契約と既に存在している他の契約および約定との間に矛盾があり、それがネットバンクサービスの内容に関わるものである場合は、本契約を基準とする。

第五条 錯誤および紛争の解決

甲は規定された範囲外での操作、或いは自身のその他の原因によりネットバンクの取引指図が未執行となる、適切でない、延期されることを自身で発見した場合には、直ちに電話照会窓口或いは営業拠点と連絡をとり乙に通知する。乙は遅滞無く調査を行った上で調査結果を甲に連絡する。

双方は本契約期間中はこれを履行し、紛争が起きた場合には協議により解決する。協議が成立しない場合には、どちらも乙の所在地にある裁判所法廷に提訴することができる。

第六条 契約の中止および終了

乙が提供するネットバンクサービスは甲が登録しているカード(口座)の状態に制約される、即ち当該カード(口座)を紛失、支払停止等の原因で使用できない場合には関連サービスも自動的に使用中止となる。甲が登録しているカード(口座)の状態が正常に回復した時、乙は関連サービスの提供を再開する。

甲がネットバンクサービスの解約手続きを完了次第、本契約も直ちに終了となる。

甲が本契約の規定或いはその他の乙が定めた業務規定に違反した場合、乙は本契約を中止或いは終了する権利を有する。本契約の終了前に行った未完成の取引指図は撤回できないものとし、終了前の指図に基づく取引によりもたらされた法律上の責任については排除できないものとする。

第七条 契約の有効性

本契約のいかなる条項がいかなる原因で無効と確認されても、本契約にある他の条項には影響を与えない。本契約は乙がネットバンクシステムにおいて甲の登録を完了した時点より有効となり、有効期間は一年とする。有効期間が満了となる30日前までに、甲.乙双方のうち何れか一方より相手に対し契約終了の要求が提出されていない限り、本契約は自動的に一年延長され、且つ延長は回数制限がないものとする。

仮に甲がネットバンクサービス登録後、銀行カードの交換手続きを行った場合、元の登録されたカードに関連するネットバンクサービスの各事項は自動的に新しいカードに継承され、本契約の有効性は継続されるものとする。

以上

(2017 年 8 月改訂)

個人ネットバンク操作マニュアル

1.はじめに

中国工商银行東京支店個人ネットバンクサービスにご登録いただき、ありがとうございます。
中国工商银行東京支店は、いつでもどこでも気軽に個人で銀行サービスが利用できる、
安全かつ便利なネットバンクサービスをご提供しています。

商品の特徴:

- 来店せずに海外送金サービスをご利用いただくことが可能です
- ログインIDのカスタマイズが可能です
- 画面表示メニューのカスタマイズが可能です
- 随時各機能のアップデートを行っています

セキュリティ:

- 2種類のパスワードでログインを行うことによりセキュリティを確保しています
- ワンタイムパスワードカード端末にて取引認証を行うため、安心かつ安全にお取引いただけます

ネットバンク初回ログイン時に必要となる設定及び各機能の操作説明は下記の通りです。

ご質問やご不明点がございましたら、各支店窓口もしくはお客様サポートダイヤル TEL:03-5208-5210/06-6202-5350
までお問い合わせください。

2.ご利用にあたって

ご利用環境(動作確認済環境)

OS: Microsoft Windows (Mac OS には対応していません)

ブラウザ: Microsoft Edge

最新の工商銀行ネットバンクアシスタントのインストールが必要です。

3.初めてご利用になる場合

3.1 初回ログイン

1. 初めてネットバンクにログインを行う場合;
2. 更新(新しい PC またはブラウザでネットバンクにログイン)を行う場合;

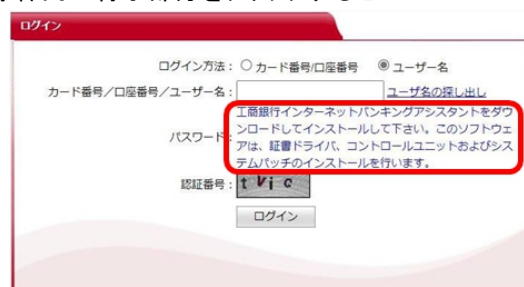
は以下の手順に従って操作を行ってください:

「工商銀行ネットバンクアシスタント」ソフトウェアのダウンロード:

‘http://www.icbc.co.jp’ または ‘http://japan.icbc.com.cn’ を URL に入力し表示されたページにて、【個人向けネットバンク】ボタン
をクリックしてください。



ログイン画面に以下の表示①が現れ、赤枠内の青字部分をクリックすると



②Edge アドオンページが表示されますので、「インストール」を押下ください。



すると、③のメッセージが現れますので、“拡張機能の追加”をクリックして頂くと



④の表示が現れ拡張機能の追加が完了します。



ネットバンクのログイン画面上にある“こちら”をクリックして工商銀行ネットバンクアシスタントをダウンロードすることも出来ます。



以下の URL をブラウザにコピー＆ペーストしてファイルを PC にダウンロードしてください。

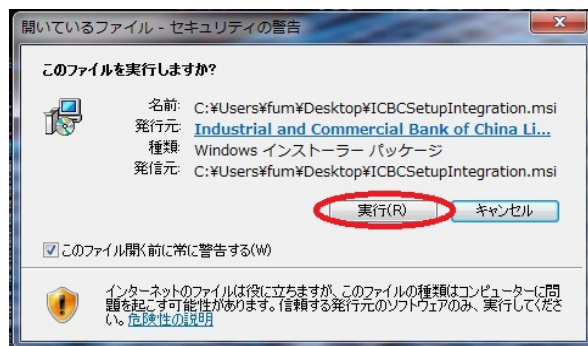
Windows 32bit 版をご利用のお客様

<http://www.icbc.com.cn/icbc/html/download/EbankToolsSoftware/ICBCSetupIntegration.msi>

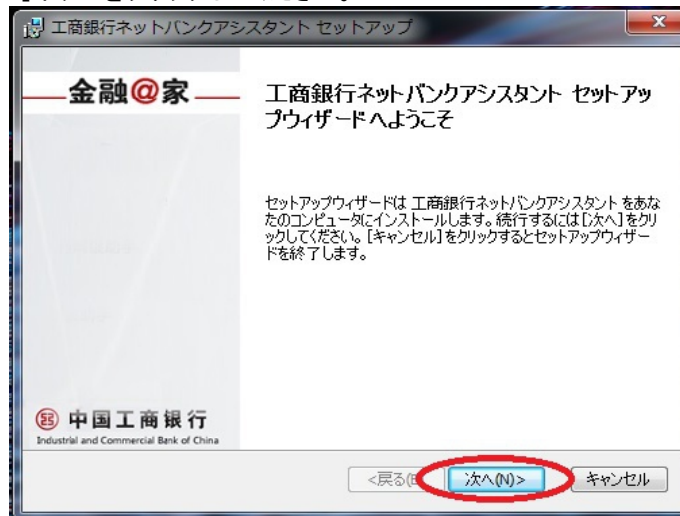
Windows 64bit 版をご利用のお客様

http://www.icbc.com.cn/icbc/html/download/EbankToolsSoftware/ICBCSetupIntegration_64.msi

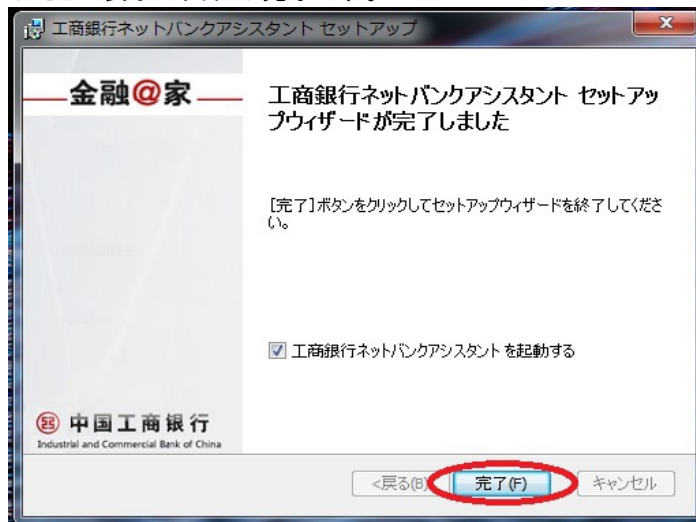
ダウンロード後に工商銀行ネットバンクアシスタントのセットアップ工程に進んでください。



セットアップウィザード上では「次へ」ボタンをクリックしてください。



セットアップウィザードが完了しましたとの表示が出れば完了です。



工商銀行ネットバンクアシスタントに進み、「設定」ボタンをクリックしてください。



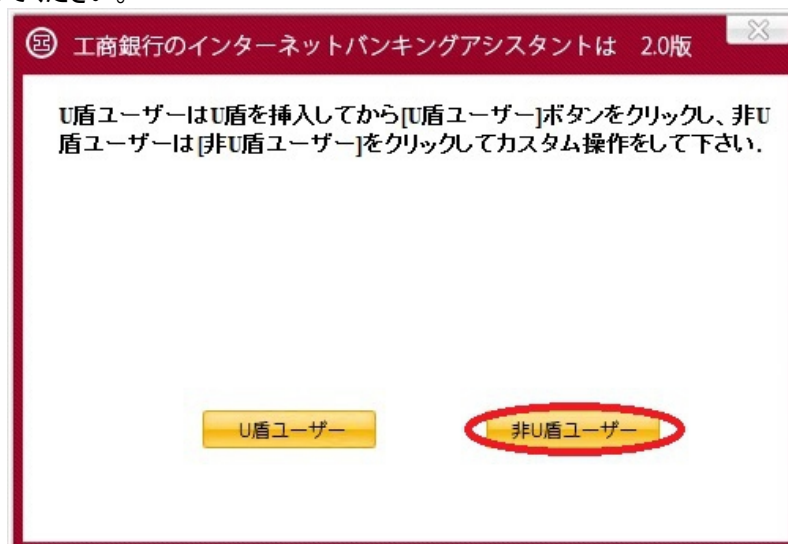
必要な項目を選択して、「保存設置」ボタンをクリックしてください。



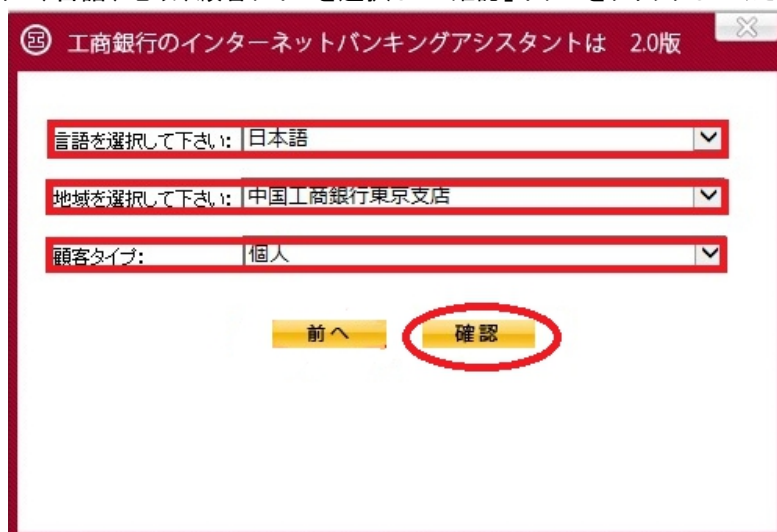
工商银行ネットバンクアシスタントに進み、「案内スタート」「カスタムインストール」をクリックしてください。



非 U 盾ユーザーをクリックしてください。



非 U 盾ユーザーの選択項目で、言語、地域、顧客タイプを選択して「確認」ボタンをクリックしてください。



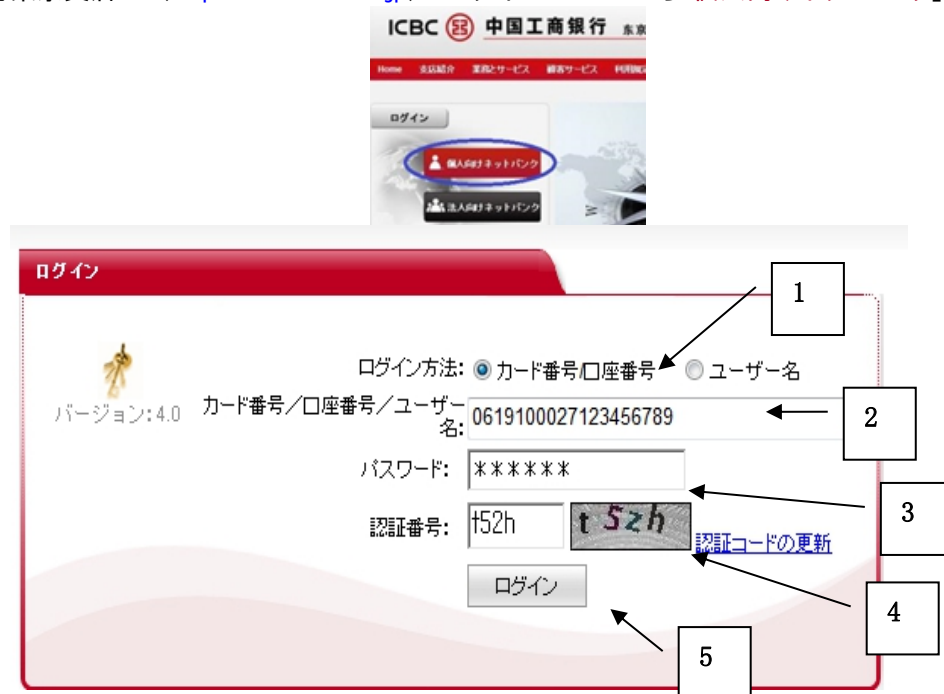
工商银行ネットバンクアシスタントのメイン画面に戻り、「インターネットバンキングチェック」の中の「ワンクリックでインターネットバ

ンキング環境を設定する」をクリックしてください。ネットバンクに必要な環境をソフトウェアが自動的に設定いたします。



3.2 メインサービス登録口座番号とログインパスワードの入力

中国工商银行東京支店 HP (<http://www.icbc.co.jp>) のログインメニューから「**個人向けネットバンク**」を選択してください。



1. ログイン方法の「カード番号/口座番号」をチェックします
2. ログイン画面の「カード番号/口座番号/ユーザー名」欄には、ネットバンクお申込時のメインサービス登録口座番号を入力してください。なお、カード番号は 16 桁、口座番号は 19 桁です。例: 6217301000001234、0619100027123456789
3. ネットバンクお申込時に窓口で設定した数字 6 桁のネットバンク初回ログインパスワードを入力します
4. 画像認証コードを入力します
5. 「ログイン」をクリックします

お知らせ:

1. 中国工商银行東京支店の中国語版ネットバンクを利用する場合は、ログイン画面右上の「**简体中文**」をクリックしてください。
2. 「認証コードの更新」をクリック後、90 秒以内に画像認証コードの入力を終えないと、無効となりますのでご注意ください。

3.3 初回ログイン後のログインパスワード変更

パスワード変更の手順は以下の通りです:セキュリティ上の観点から、初回ログイン後、自動的にログインパスワードの変更画面が表示されます。

1. ネットバンクお申込時に窓口で設定した数字 6 桁のネットバンク初回ログインパスワードを入力してください
2. 「新パスワード」と「新パスワードの確認」欄には新しく設定するパスワード(同じもの)※1を入力してください
3. 右側に表示されている画像認証コードを入力してください(例:3dez)
4. 「変更確認」をクリックするとパスワードが変更され、以下の画面にて再ログインいただくよう要求されます

インターネットバンキングログインパスワードの変更

インターネットバンキングログインパスワードの変更が成功しました。新パスワードは次回のログイン時より有効です。

[再ログイン](#)

※1 新パスワードは 6-30 桁の英数字を組み合わせでご入力下さい

ご注意:

ログインパスワードを入力する際は、入力キーを他人に見られないようにご注意ください。ログインパスワード変更時、認証コードを 90 秒以内に入力しないと、タイムアウトとなります。この場合は、「認証コードの更新」をクリックし、更新後の認証コードを入力してください。

3.4 ユーザー名の登録

ネットバンクを快適にご利用いただくため、「ユーザー名」のご登録をお勧めします。ユーザー名をご登録いただきますと、複雑な口座番号を覚えておく必要がなくなります。具体的な設定手順は以下の通りです;

1. メニューから「カスタマーサービス」を選択し、左側のメニュー表示一覧から「ログイン方法の設定」を選択します。画面右の「ユーザー ID」欄に 6-15 桁のユーザー名(英文、数字、アンダーバーが使用可能)を入力し、「使用可否の確認」をクリックします。ユーザー名の使用可否を確認後、「送信」をクリックします。

2. 確認のお知らせが表示され、システムからワンタイムパスワードカード端末が生成するワンタイムパスワードが要求されます

ので、指示に従って入力してください(以下の画面は中国語の表示ですが、日本語のページでは日本語が表示されます)。

请在“工银电子密码器”中输入: 700007100

请按“工银电子密码器”的“确认”键获取动态密码。为保证动态密码有效, 请尽快完成交易。

请输入动态密码: [input field]

请输入验证码: [input field] xcv7

6 [arrow] 确认 取消

※ワンタイムパスワードカード端末の使用法に関しては、<8.安全認証>をご参照下さい。

3. 以下の成功画面が表示されましたら、登録完了となります。



当行までご連絡下さい。webmaster@icbc.com.cn 中国工商银行著作権

お知らせ:

ユーザー名の登録後であっても、メインサービス登録口座番号を入力してログインする方法を選択していただくことが可能です。

3.5 トップページのカスタマイズ

ネットバンクを快適にご利用いただくため、トップページのカスタマイズを行うことが可能です。カスタマイズすると、ログイン後のトップページによくご利用になるメニューのページが表示されます。具体的な設定手順は下記の通りです;

1. 「カスタマーサービス」を選択し、更に左側のメニュー表示一覧から「ログインページのカスタマイズ」を選択します。画面に表示されているメニューからトップページに設定したいメニューをチェックし、「送信」をクリックします。

システムのお知らせ: の際に同トラブルが生じた場合、中国工商银行東京支店又は03-5223-3885までお問い合わせ下さい!

ホームページへようこそ 私のお口座 登録口座振込 定期預金 振込み 送金 外貨預金 取引 カスタマーサービス

>> カスタマーサービス > カスタマイズ > ログインページのカスタマイズ

カスタマーサービス

取引案内

ユーザー情報管理

カスタマイズ

ログインページのカスタマイズ

ログイン方法の設定

ショートカットのカスタマイズ

ログインページのカスタマイズ

ホームページようこそ

私の口座

登録口座振込

定期預金

振込み

送金

インターネット外国為替市場

カスタマーサービス

送信

認証番号: 3dez 3dez 認証コードの更新

変更確認 再入力

2. カスタマイズ成功のお知らせ画面が表示されます。

ログインページのカスタマイズ

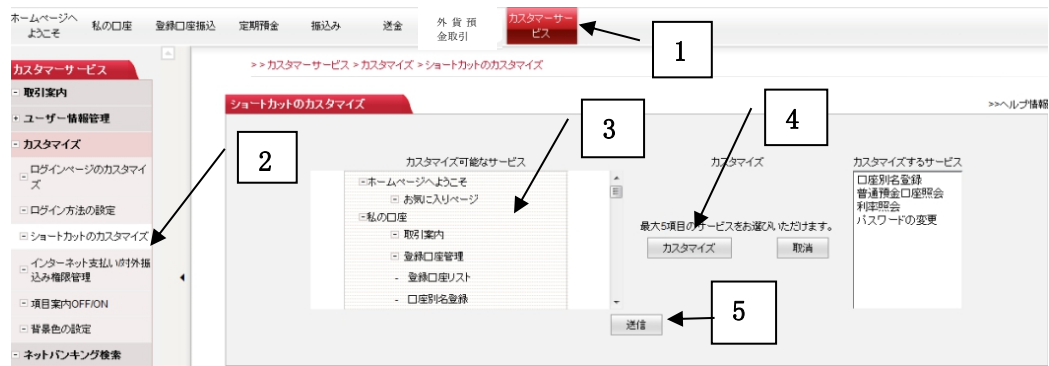
ホームページカスタマイズに成功しました。

戻る

3.6 ショートカットのカスタマイズ

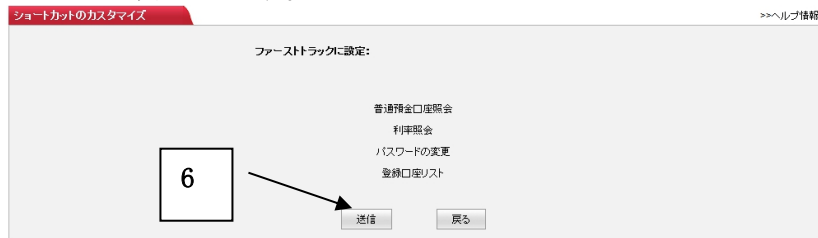
「ショートカットのカスタマイズ」メニューから、よくご利用になるメニューのショートカットへの追加、変更を行うことが可能です。具体的な設定手順は下記の通りです:

1. 「カスタマーサービス」を選択し、左側のメニュー表示一覧から「ショートカットのカスタマイズ」を選択します。

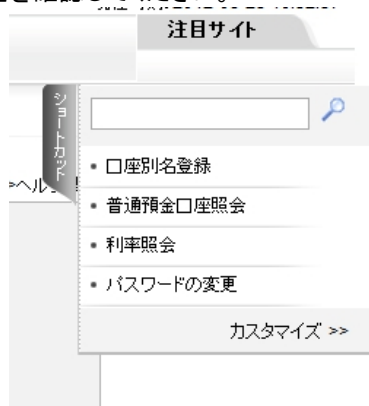


2. カスタマイズ可能なサービスから、お好みのサービスを選択し、「カスタマイズ」をクリックすると、選択したサービスが自動的にカスタマイズするサービス欄に追加されますので、「送信」をクリックします。お知らせ: ショートカットとして設定できるサービスは 5 つまでです。

3. カスタマイズ成功のお知らせ画面が表示されます。



4. 画面右の「ショートカット」をクリックして、設定を確認してください。



4. 口座管理

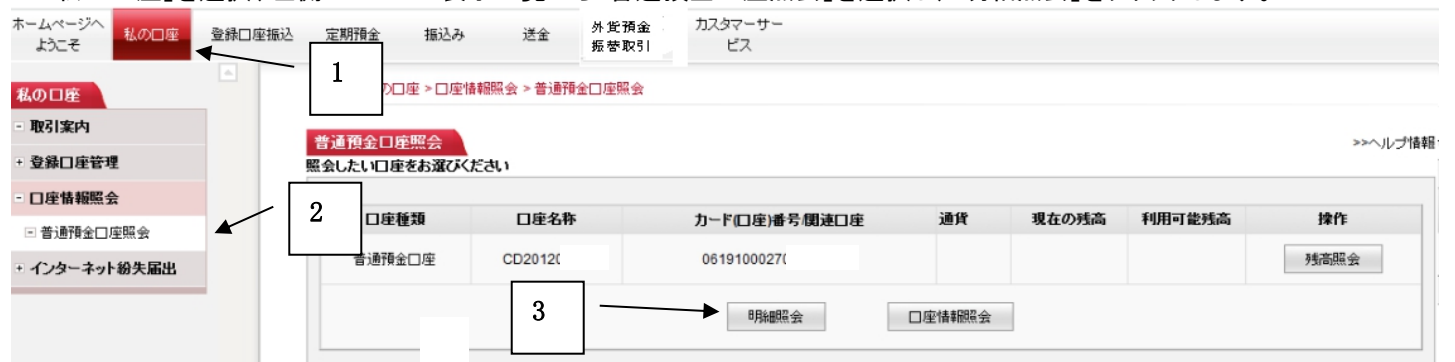
4.1 口座情報照会

1. 「私の口座」を選択、左側のメニュー表示一覧から「登録口座リスト」を選択します。



4.2 口座の取引履歴照会

1. 「私の口座」を選択、左側のメニュー表示一覧から「普通預金口座照会」を選択し、「明細照会」をクリックします。



2. 照会を行う口座を選択し、照会期間を選択または入力し、「照会」或は「Excel ダウンロード」をクリックしてダウンロードを行います。

ホームページへようこそ

私の口座

登録口座振込

定期預金

振込み

送金

外貨預金取引

カスタマーサービス

私の口座

取引案内

登録口座管理

口座情報照会

普通預金口座照会

インターネット紛失届出

>> 私の口座 > 口座情報照会 > 普通預金口座照会

普通預金口座照会

カード口座番号: 0619100027000045855

通貨種類: 日本円

日付: 2012-07-25 - 2012-08-25

最近 5日間

照会

Excelダウンロード

戻る

5.定期預金

5.1 残高照会

お客様名義にて開設された全ての定期預金口座の残高照会が可能です。

ホームページへようこそ

私の口座

登録口座振込

定期預金

振込み

送金

外貨預金取引

カスタマーサービス

定期預金

取引案内

定期口座照会

定期預金開設

定期預金引出

定期預金期限依頼の変更

利率照会

>> 定期預金 > 定期口座照会

定期口座照会

口座種類	口座番号	預金番号	状態	預金期間	満期日	預金元金
円定期預金総合口座	0619100027020	00001	正常	1ヶ月	2012-09-25	JPY 500,000
元金累計						JPY 500,000

1. 「定期預金」を選択し、左側のメニュー表示一覧から「定期口座照会」を選択します。
2. 照会を行う口座の「残高」をクリックすると、該当口座の残高情報が表示されます。続けて他の口座の残高を照会すると、その照会結果は前回の照会結果下方に表示され、さらに下方に各通貨ごとの合計残高が表示されます。

5.2 定期預金入金(作成)

本メニューから、ご登録済の定期預金口座への入金(作成)が可能です。

1. 「定期預金」を選択し、画面左側の「定期預金開設」をクリックします。

ICBC 中国工商银行

個人向けインターネットバンキング

BANKING@HOME

ようこそ

ホームページへようこそ

私の口座

登録口座振込

定期預金

振込み

送金

外貨預金取引

カスタマーサービス

注目サイト

>> 定期預金 > 定期預金開設

定期預金開設

預金通貨を選択してください: 日本円

照会

預金種類	預金期間	最小預入金額	利率(%)	優遇説明	操作
居住者個人円3ヶ月定期預金	1ヶ月	JPY 0	0 < 金額 < 2,000,000	0.0300%	預け入れ
			2,000,000 ≤ 金額 < 5,000,000	0.0500%	
			5,000,000 ≤ 金額 < 10,000,000	0.0500%	
			金額 ≥ 10,000,000	0.0700%	
居住者個人円6ヶ月定期預金	3ヶ月	JPY 0	0 < 金額 < 2,000,000	0.0300%	預け入れ
			2,000,000 ≤ 金額 < 5,000,000	0.0500%	
			5,000,000 ≤ 金額 < 10,000,000	0.0500%	
			金額 ≥ 10,000,000	0.0700%	
居住者個人円1年定期預金	6ヶ月	JPY 0	0 < 金額 < 2,000,000	0.1000%	預け入れ
			2,000,000 ≤ 金額 < 5,000,000	0.1200%	
			5,000,000 ≤ 金額 < 10,000,000	0.1200%	
			金額 ≥ 10,000,000	0.1400%	
居住者個人円1年定期預金	1年	JPY 0	0 < 金額 < 2,000,000	0.1300%	預け入れ
			2,000,000 ≤ 金額 < 5,000,000	0.1500%	
			5,000,000 ≤ 金額 < 10,000,000	0.1500%	
			金額 ≥ 10,000,000	0.1700%	

- 2.開設したい定期預金の種類を決め、当該定期預金情報の右側にある「預け入れ」をクリックしてください。(下記の画面は中国語ですが、実際には日本語で表示されます。)

3.必要な情報を入力または選択し、期日到来時の処理も選択した上で、「提出」ボタンをクリックしてください。

表示された画面で送信する情報を確認後、「確認」をクリックします。「取引が完了しました」画面が表示され、自動的に依頼番号が採番されます。(下記の画面は中国語ですが、実際には日本語で表示されます。)

ご注意:

- 1.ネットバンクにて定期預金入金メニューを操作するには、事前に窓口で日本円/米ドル/人民元の定期預金口座を開設し、ネットバンクに登録を行う必要があります。
- 2.定期預金入金の取引完了時に表示される依頼番号は照会時の参照番号になります。
- 3.同じ通貨間でのみ、普通預金口座から定期預金口座への振替が可能です。

6.振替・振込

6.1 登録口座間振替

お客様ご本人名義の登録口座間での相互振替取引、同一通貨間での振替取引はネットバンクより随時ご利用いただくことができます。

- 1.「登録口座振込」を選択し、左側のメニュー表示一覧から、「普通預金口座間の振替」を選択します。引落口座と振替先口座、振替金額を入力し、「確認」をクリックします。

ご注意:

1. 登録口座間振替を希望される場合、事前に窓口にて、取引に使用する普通預金口座をネットバンクへ追加登録しておく必要があります。
2. 本取引は、ワンタイムパスワードカード端末の取引パスワードを入力いただく必要はございません。

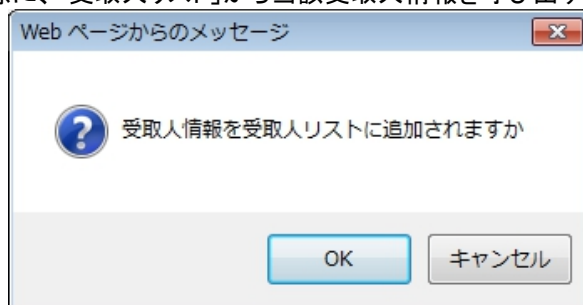
6.2 国内当行口座宛振込

工商銀行在日拠点で開設済みの第三者の口座へ資金の振込みを行うことが可能な機能です。

本取引は、24 時間入力、提出が可能です。銀行の営業時間外にご提出いただいた取引は翌営業日の受付となりますので、ご注意ください。

1. 「振込み」を選択し、左側のメニュー表示一覧の「都度振込」を選択します。次に、引落口座と受取人情報を選択/入力してください。振込金額と備考欄を入力後、「送信」をクリックしてください。

2. 画面に、「受取人情報を受取人リストに追加されますか」と表示されます。ここで「OK」をクリックすると、自動的に受取人情報が登録され、次回同様の振込みを行う際に、「受取人リスト」から当該受取人情報を呼び出すことができますようになります。



3. ワンタイムパスワードカード端末の取引パスワードを入力すると、取引完了となります。

ご注意:

1. ワンタイムパスワードカード端末で生成したパスワードは、50 秒以内にパスワードの入力を完了させてください。50 秒以内に入力が完了しなかった場合は入力が無効となります。パスワード入力が無効となった場合は、再度ワンタイムパスワードカード端末でパスワードを取得の上、入力してください。
2. 同一通貨の口座間でのみ振込みが可能です。
3. お客様の依頼内容を当行が確認、処理後に当取引完了となりますが、ご依頼内容に誤りがあった場合は、当行はご依頼を受理せず、振込資金及び手数料を引落口座へ返却させていただきます。これと同時に、ネットバンクの取引ステータスを「取引不成立」と更新し取引不成立の原因を付記いたしますので、ご依頼内容送信後暫く時間を置いてから、取引が成立しているかどうか、ご自身でネットバンクへログインしてご確認いただきますようお願いいたします。

7.送金

送金には、「人民元両替予約送金(人民元為替予約送金)」と「非人民元両替予約送金(一般海外送金)」の 2 種類の商品がございます。「人民元両替予約送金」は日本円建の送金を中国の受取人口座側で人民元にてお受取可能にする送金の方法です(受取人は中国の身分証明書を保有する個人である必要があり、また送金目的や送金金額など中国国家外貨管理局による制限がございます。詳しくは当行までお問い合わせください)。「非人民元両替予約送金(一般海外送金)」は、一般的な海外送金です。送金可能な通貨は代わり金お支払口座と同じ通貨に限ります(日本円口座から支払される場合は、日本円建の海外送金のみ可能です)。

お取引のおおまかな流れ

1. 「送金」を選択し、左側のメニュー表示一覧から「人民元両替予約送金」または「非人民元両替予約送金」を選択すると、「送金に関する注意事項」の画面が自動表示されますので、内容をご確認頂き、同意いただけるようでしたら、画面下の「契約の受け入れ」をクリックして、送金情報入力画面に進んでください。送金情報入力完了後、「確認」をクリックしてください。
2. ワンタイムパスワードカード端末の取引パスワードを入力し、取引依頼を完了させてください。

ホームページへようこそ 私の口座 登録口座振込 定期預金 振込み **送金** 外貨預金取引 カスタマーサービス

>> 送金 > 人民元両替予約送金

人民元両替予約送金
ステップ1.送金元口座をお選びください。

人民元両替予約送金の場合、通貨種類は「日本円」でも、受取人の受取通貨は日本円ではなく「人民元」になりますのでご注意ください。

ステップ2.受取人情報をご入力ください。

受取口座は中国工商银行口座か否か: ☒ はい ☐ いいえ

受取人名称(中文): * (必須項目)
受取人名称(ピンイン/英文): * (必須項目)
受取人口座: * (必須項目)
受取人の身分証明書番号: * (必須項目)
受取人住所: * (必須項目)
受取人電話番号: * (必須項目)

ステップ3.送金情報をご入力ください。

送金日: 2017-07-01
送金者名: XIX XAXG お客様は [参考例](#) から送金情報を選択することができます。
振込カード/口座番号: 62173010000 ゴールドデン口座カード
関連口座: 00000 CD2011120
通貨種類: 日本円 利用可能残高: 1.0
送金者電話: * (必須項目)
送金者住所: TOXYTX XHXNXGXWXXK XIXAXHXNXGXWX X-X1X1X-X6X5
送金人の生年月日: 1978

送金金額: JPY * (必須項目)
為替レート: [照会待ち](#)
資金使途: 生活費 * (必須項目)
受取人が普済資金の出所: * (必須項目)
送金手数料支払カード/口座番号: 62173010000 ゴールドデン口座カード
関連口座: 00000 CD2011120
通貨種類: 日本円

送信 サンプルとして保存する 提出の上サンプルとして保存 再入力

②非人民元両替予約送金(為替予約送金以外の送金＝一般海外送金)→受取人の受取通貨は「日本円など送金通貨」

ホームページへようこそ 私の口座 登録口座振込 定期預金 振込み **送金** 外貨預金取引 カスタマーサービス

>> 送金 > 非人民元両替予約送金

非人民元両替予約送金
ステップ1.送金元口座をお選びください。

非人民元両替予約送金(一般海外送金)の場合、受取人の受取通貨は送金通貨(日本円など)になりますのでご注意ください。

ステップ2.受取人情報をご入力ください。

受取人(英語): * (必須項目)
受取人名称(中文): * (必須項目)
受取人口座: * (必須項目)
受取通貨: 日本円 * (必須項目)
振込銀行Swiftcode/BIC: ?
受取銀行所在国または地域: * (必須項目)
受取人所在都市: * (必須項目)
受取銀行: * (必須項目)
受取銀行番号:
受け取り銀行住所:
受取人電話番号:
受取人住所: * (必須項目)

ステップ3.送金情報をご入力ください。

送金日: 2017-07-01
送金者名: X洋 お客様は [参考例](#) から送金情報を選択することができます。
送金者英語名: XIX XAXG * (必須項目)
振込カード/口座番号: 62173010000 ゴールドデン口座カード
関連口座: 00000 CD2011120
通貨種類: 日本円 利用可能残高: 1.0
送金者電話: * (必須項目)
送金者住所: TOXYTX XHXNXGXWXXK XIXAXHXNXGXWX X-X1X1X-X6X5
送金依頼人の生年月日: 1978

送金金額: JPY * (必須項目)
資金使途: 1.生活費 * (必須項目)
送金手数料支払カード/口座番号: 62173010000 ゴールドデン口座カード
関連口座: 00000 CD2011120
通貨種類: 日本円

送信 サンプルとして保存する 提出の上サンプルとして保存 再入力

8.安全認証

中国工商银行東京支店は、安全認証ツールとして、ワンタイムパスワードカード端末をご提供しております。ネットバンクで振込、送金、および各種申請を行う際には、ワンタイムパスワードカード端末が必要です。操作手順は下記の通りです：

ワンタイムパスワードカード端末サンプル（画像はイメージです。実際とは異なる場合があります。）

ワンタイムパスワードカード端末の表面

ワンタイムパスワードカード端末の裏面



取引を進める上で、ワンタイムパスワードカード端末のご使用が必要になると、システムからワンタイムパスワードカード端末でのパスワード生成が要求されます（以下の画面は中国語の表示ですが、日本語のページでは日本語が表示されます）。

请在“工银电子密码器”中输入：**7000077100**

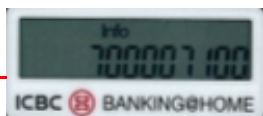
上图内容包括收款人账号中随机6位数字和转账金额，请仔细核对。

请按“工银电子密码器”的“确认”键获取动态密码。为保证动态密码有效，请尽快完成交易。

请输入动态密码：

请输入验证码： **x cv 7**

取引を進めると、ネットバンク画面上にワンタイムパスワード端末に入力するパスワードが表示されます。上記の事例ではネットバンク画面上で表示された「7000077100」をワンタイムパスワード端末機に入力しOKボタンを押します。正しく入力されると、端末の液晶画面に6桁の数字が表示されますのでその数字をネットバンク画面上に入力します。上記の事例では端末の液晶画面に表示された「927036」を、ネットバンク画面上に入力します。最後にネットバンク画面上に表示されている画像認証コード（上記の例では「xcv7」を入力し、「確認」ボタンを押します。



お知らせ：

- ワンタイムパスワードカード端末の取引パスワードは、50秒以内に入力を完了させてください。50秒以内に入力を完了しないと、無効になります。パスワード入力が無効となった場合は、再度ワンタイムパスワードカード端末でパスワードを取得の上、入力してください。
- ワンタイムパスワードカード端末にある動的なパスワードにつきましては、同じ日に続けて6回誤って入力した場合にはサービス利用を自動的にロックいたします。サービス利用のロックは24時間後に解除されます。ただし、サービス利用の自動ロックが累計で6回に達した場合、以降は解除が不能となります。その場合、サービス利用を再開するためには、恐れ入りますが窓口までお越しください。
- ネットバンクのログインパスワードは、同日中に連続3回の誤入力で臨時凍結されますが、翌日にはサービスが再開可能です。ただし累計で連続10回に達すると完全凍結されます。その場合、サービス利用を再開するためには、恐れ入りますが窓口までお越しください。

9.外貨預金振替取引

このメニューでは、窓口と同様の外貨預金振替取引を提供しており、2023年5月現在は日本円、米ドル、人民元の3つの通貨に対応しています。取引時間は当行のシステムの設定に準ずるものとし、取引時間外の取引はできません。

ICBC 中国工商银行

個人向けインターネットバンキング BANKING@HOME

現在時刻: 2023-05-31 11:03

ようこそ XMMへ
システムのお知らせ
お問い合わせ: 03-5223-3885までお問い合わせ下さい!

ホームページへようこそ
私の口座
登録口座振込
定期預金
振込み
送金
外貨預金取引
カスタマーサービス

[注目サイト](#)

外貨預金取引

- ・外貨預金振替取引
- ・口座残高照会
- ・取引履歴照会
- ・取引口座登録

取引をする前に「リスク提示及び関連説明資料」を十分お読みください。

本機能では、為替相場やお取引口座の資金情報について詳しく調べることができるほか、外貨預金振替取引を行うことも可能です。

【操作方法】

ステップ1：金融情報欄にて約定価格に対するご希望の通貨をクリックすると、為替取引エリアにてお客様にご選択された売通貨と買通貨のペアが自動で表示されます。
 ステップ2：即時取引の場合は、「直接「取引開始」指定」のボタンをクリックした上で取引が成立します。
 ※外貨預金へのお振替（円→外貨）※、外貨預金からのお振替（外貨→円）のお取引開始は、銀行営業日の9時00分～17時00分です
 ※窓口でのお取引利用に使用するため必要な場合があります※取引成立後、当日はお客様の資金状況と関連する口座残高の表示がリアルタイムで行います
 ※取引成立後のキャンセルは出来ませんので十分ご注意ください
 ・為替相場の急激な変動により、予告無くお取損を中斷する場合がございます

金融情報

為替取引エリア

☐ 為替相場表 ☐ 買通貨間相場表 ☒ 全通貨為替相場表

米ドル

▼ 為替レートを選択し ▼

☐ カスタマイズ検索

カスタマイズツール ▼

新規追加

削除

為替レート概要						
両替通貨	相場変動	銀行買値	銀行売値	中間相場	最高値	最低値
米ドル/日本円	→	133.31	134.31	133.81	133.44	133.01
人民元/日本円	→	19.23012	19.43012	19.33012	19.26344	19.18260
米ドル/人民元	→	6.8933	6.9509	6.9221	6.8972	6.8866

申し訳ありません。取引専用口座が指定されていません。為替取引をご利用いただけません。

こちらをクリックしてください。 **取引指定で為替取引専用口座設定** で為替取引専用口座を設定してください。

ICBC **中国工商银行**

個人向けインターネットバンキング **BANK@HOME** お知らせ

ようこそ X様へ

ホームページへようこそ 私の口座 登録口座振込 定期預金 振込み 送金 **外貨預金取引** カスタマーサービス

現在時刻: 2023-05-31 11:08:33

外貨預金取引

- 外貨預金振替取引
- 口座残高照会
- 取引履歴照会
- **取引口座登録**



オンラインサービスにて外貨預金振替取引をお取引いただくには、外貨預金振替取引専用口座の指定が便利です。

【操作方法】

ステップ1：特約の選択表の中からカード番号の登録を選択する。

ステップ2：特約の選択表の中から指定をご希望の口座を選択し、「送信」のボタンをクリックする。

ステップ3：取引専用口座の指定が完了しました。

[戻るヘルプX](#)

取引口座登録

	通貨種類: 選択してください▼ 登録口座: 選択してください▼ 通貨種類: 選択してください▼ 登録口座: 選択してください▼
送信 取消	

15

ICBC 中国工商银行

システムのお知らせ

取引をする前に「リスク提示及び関連説明資料」を十分お読みください。

外貨預金振替取引

金銭情報

為替相場表

通貨通貨	相場変動	銀行買値	銀行売値	中間相場	最高値	最低値
英ポンド/米ドル	→	1.2323	1.2349	1.2436	1.2325	1.2296
米ドル/日本円	→	137.93	138.93	138.43	138.14	137.86
ユーロ/米ドル	↓	1.0683	1.0677	1.0780	1.0686	1.0670
米ドル/香港ドル	→	7.7567	7.9137	7.8352	7.7599	7.7557
米ドル/人民元	→	7.0228	7.0804	7.0516	7.0387	7.0224

為替取引エリア

払出し通貨(銀行買) 選択してください

預入れ通貨(銀行売) 選択してください

払出し限度額

払出し金額

預入れ或見送り金額

取引の確定

「取引の確定」をクリックすると、金額確認の画面が表示され、取引が 10 秒間保留されます。指定された時間内に「提出」をクリックすると取引が完了します。規定の時間を超過した場合は前のページに戻りますので、最初から取引内容をご入力直してください。なお、成立した取引のキャンセルは出来ませんので十分ご注意ください。

ICBC 中国工商银行

システムのお知らせ

取引をする前に「リスク提示及び関連説明資料」を十分お読みください。

外貨預金振替取引

金銭情報

為替相場表

通貨通貨	相場変動	銀行買値	銀行売値	中間相場	最高値	最低値
米ドル/日本円	→	133.31	134.31	133.81	133.44	133.01
人民元/日本円	→	19.23012	19.43012	19.33012	19.26344	19.18260
米ドル/人民元	→	6.8933	6.9509	6.9221	6.8972	6.8866

為替取引エリア

注意: 早急! この取引を終了させてください! 現在の提出時間までの残り時間: 00:08

売通貨 日本円

売却金額 623

買通貨 米ドル

買入金額 4.65

現在為替レート 1 米ドル = 134.31 日本円

提出 取消

外貨預金振替取引のメニューでは、現在の取引口座の残高と過去の取引の詳細をそれぞれ照会することもできます。

10.取引時間

(※1) 銀行営業日: 月～金曜日(土・日・祝祭日及び 12/31、1/1～1/3 は休業日)

サービス内容	依頼受付可能時間
照会	24 時間可能
登録口座間振替 (同一通貨間)	
普通預金から定期預金への 振替(同一通貨間)	
定期預金から普通預金への	

振替(同一通貨間)	
国内当行口座宛振込 (同一通貨間)	24 時間可能
非人民元両替予約送金(一般 海外送金)	ただし、銀行営業日(*1)の 9:00～15:00 以外の時間に入力、提出されたお取引は、翌営業日の受付、処理となりますのでご注意ください(支払口座からの引落しは即時に行われます)。
人民元両替予約送金(人民 元為替予約送金)	
外貨預金振替取引	当行のシステムの設定に準ずる 2023 年 5 月 1 日現在の設定では銀行営業日の 9:00～17:00

11.取引上限金額

お客様の資金の安全を考慮し、ネットバンクの各種取引限度額を設定しております(日本時間の 0 時より 24 時までを 1 日としています)。規定の取引上限金額を超過してのご依頼は一切お受けいたしかねますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

当行制定の上限金額は以下の通りです：

➤ ワンタイムパスワードカード端末を使用する取引に関する上限金額

- ◇ 対象となる取引：国内当行口座宛振込、非人民元両替予約送金、人民元両替予約送金
- ◇ 1 日(基準は午前 0 時)当りの取引上限金額：日本円 2,000,000 円相当額
(累計を計算する時には、振込取引と海外送金取引を合わせて計算しますので、例えば既に 500,000 円の海外送金を行っている場合、振込取引はその日初めてであっても、1,500,000 円が上限金額となります。なお、取引件数に対する制限はございません。)
- ◇ 人民元両替予約送金取引につきましては、1 日当り 10,000 米ドル相当額を上限といたします。
- ◇ 1 件当りの取引限度額は日本円 2,000,000 円相当額(人民元両替予約送金は 10,000 米ドル相当額)です。

➤ 外貨預金振替取引に関する上限金額は、第 9 項をご参照ください。

(2023 年 5 月現在)

ネットバンクサービス
～安心してご利用いただくために～

中国工商银行在日拠点

当行のインターネットバンクサービス(以下「ネットバンク」)では、皆さまに安心してご利用いただくために、インターネットを通じたお取引に対し、以下の通り対応しております。

1.セキュリティについて

○個人向けネットバンクにつきましては、ログイン ID、お客さまご自身が設定できるログイン専用パスワード(英数字 6～30 桁)、画像認証番号(英数字 4 桁)によりログイン時に本人確認を行っております。
ログイン ID には、カード番号(数字 16 桁)、口座番号(数字 19 桁)、ユーザー名(英数字 6～15 桁、ハイフンを含む。ご自身で設定できます。)の何れかをご登録いただくことができます。
画像認証番号はログインの都度画面にのみ表示されている 4 桁の英数字を入力いただくものです。
法人向けネットバンクにつきましては、各利用者毎に、利用申込時にご登録いただくネットバンク専用のユーザー ID(英数字 6～15 桁)、各利用者ご自身が設定できるログイン専用パスワード(英数字 6～30 桁)、画像認証番号(英数字 4 桁)によりログイン時に本人確認を行っております。

○ネットバンクへ登録済のご本人名義口座以外への振込を行う場合には、更に安全性を高めるためにワンタイムパスワードカード端末による本人確認を行っております。ワンタイムパスワードカード端末所有者がワンタイムパスワードカード端末上に表示された文字列を、動的なパスワードとしてネットバンクの所定の場所に入力すると、システムではパスワードが正しいか認証を行います。ワンタイムパスワードカード端末によって毎回不規則な文字列をパスワードとして生成することにより、お客様が毎回使用するパスワードが動的な変化と予知できないような仕組みを備えております。またワンタイムパスワードカード端末の入力自体にもパスワードを設定頂くことで安全性を高めることができます。
法人向けネットバンクにおきましては、各利用者毎に別の認証カードを配付させていただきます。

○ログイン後の最初の画面に前回ログイン日時が表示されます。覚えのない時間にログインされていないかご確認ください。ログイン日時にご不審な点がある場合には、口座のお取引記録をご確認ください。

○個人向けネットバンクにつきましては、ログイン ID をお忘れになった場合には、ログイン画面よりログイン ID の確認を行うことができます。
また、ワンタイムパスワードカード端末を紛失した、覚えのない時間にログインされているなどの理由により、ネットバンクの利用を凍結したい場合には、ログイン画面よりログイン権限をロックすることができます。
ログイン権限をロックした上で、恐れ入りますが窓口までお越しください。
法人向けネットバンクにつきましては、上記のケースでは当行側で利用の凍結の入力を行う必要がありますので、恐れ入りますが窓口までお越しいただくかお問い合わせ窓口までご連絡ください。

○お取引の途中でやむを得ず席を離れる場合には、必ずログアウトしてください。
ただし、ログアウトせずに離席された場合でも、一定の時間何の操作も行われない状態が続いた場合には自動的にログアウトいたします。その場合は、改めてログインしてください。

○ワンタイムパスワードカード端末にある動的なパスワードにつきましては、同じ日に続けて 6 回誤って入力した場合にはサービス利用を自動的にロックいたします。
サービス利用のロックは 24 時間後に解除されます。
ただし、サービス利用の自動ロックが累計で 6 回に達した場合、それ以降は解除が不能となります。その場合、サービス利用を再開するためには、恐れ入りますが窓口までお越しください。
なお、上記のサービス利用停止期間中も、窓口での預金口座のお取扱いは可能です。

○ネットバンクのログインパスワードは、同日中に連続 3 回の誤入力で臨時凍結されますが、翌日にはサービスが再開可能です。ただし累計で連続 10 回に達すると完全凍結されます。その場合、サービス利用を再開するためには、恐れ入りますが窓口までお越しください。

○ワンタイムパスワードカード端末は、お取引の都度、異なるパスワードを生成します。詳しい操作方法是別途マニュアルをご確認ください。
なお、ワンタイムパスワードカード端末の電池は通常約 5 年程度使用可能ですが、電力が低下した場合は 1 か月以内に当行在日拠点の窓口にて新しい端末と交換してください。また端末自体にも有効期限がプリントされておりますので、有効期限が近づいてきましたらお早めに新しい端末との交換をお願い致します。

○大切な情報を盗まれないように、お客さまとの間のインターネット通信には 128bitSSL 暗号化技術を採用しております。

○ネットバンクでは複数のファイアウォールを設け、インターネットにおける不正なアクセスを防止しております。
また、インターネット上の攻撃を 24 時間常時監視しております。

2.以下の点にもご注意ください

○金融機関を装った電子メール詐欺が発生しております。
電子メール詐欺とは、金融機関からと装った電子メールを送り、メール上にリンクを貼るなどして、その金融機関とは全く関係のない虚偽のページにアクセスをさせて、パスワードなどの重要情報を入力させることにより個人情報不正に取得しようとするものです。
心当たりのない電子メールのリンク先ウェブサイトへは、アクセスをしないようご注意ください。
当行では、電子メールでパスワードなどを照会したり、ネットバンクへのリンクを貼るようなことは行っておりません。
必ず、当行のホームページ経由でネットバンクへアクセスしてください。

○パスワードはご本人を確認するための大切な情報です。
お客さまご自身が設定できるログイン専用パスワードにつきましては、定期的に変更されることをおすすめいたします。
変更手続はネットバンクのカスタマーサービス画面より行うことができます。

○上記のパスワードには他人から類推されやすい誕生日、名前、証明書番号、車の番号などを使わないようお願いいたします。
また、キャッシュカードなど他のパスワードと同じものにならないようおすすめいたします。

○ログイン時に必要となるログイン ID およびお客さまご自身が設定できるログイン専用パスワードと一緒に保存しないようお願いいたします。一緒に保存しておいた場合、万一それらを盗まれた時にはお客さまのログイン ID でログインすることが可能となります。コンピュータのプログラムやウェブサイトなどにこれらの関連情報を保存される場合には、万一事故が起こりましても当行は責任を負いかねますので、セキュリティには十分ご注意くださいようお願いいたします。

○お客さまの情報(例えば、ご住所、電話番号など)に変更が生じた場合には、速やかに当行所定の手続によりお届け出ください。
また、法人向けネットバンクにつきましては、社内異動などにより貴社の利用者に変更が生じた場合にも、速やかに当行所定の手続によりお届け出ください。
その際に、利用者でなくなった方から認証カードを必ず回収の上、当行にご返却ください。

○お客さまがご利用されるパソコンなどの環境の不具合(コンピュータウイルスなどによるものを含む)に起因して発生したお取引の瑕疵につきましては、当行は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。
パソコンなどはお客さまの方で厳重に管理いただきますようお願いいたします。

○インターネットカフェなどの不特定多数の方が使用するパソコンでは、入力・閲覧した情報がパソコン上に残ってしまう場合もあります。
お客さまの大切な情報を守り、より安心してご利用いただくためにも、不特定多数の方が使用するパソコンではご利用にならないことをおすすめいたします。

以上

お電話でのお問い合わせ：

(中国語・日本語)(銀行営業時間のみ対応)

東京支店営業部： 03-6812-2782

大阪支店営業部： 06-7663-8800

池袋出張所： 03-6864-5500

(中国語・英語)(年中無休 24 時間対応)

サポートセンター： 03-5208-5210 / 06-6202-5350

(2022 年 10 月現在)

個人米ドル

外貨定期預金（米ドル・個人向け） 契約締結前交付書面 (兼外貨預金等書面)

(この書面は、法令等の規定に基づく契約締結前交付書面兼外貨預金等書面です。)

この書面をよくお読みください。

- 外貨定期預金（米ドル）とは、外貨通貨(米ドル建て)預金の期間を定め、原則としてその期間中は払い戻しができないことを条件としている預金です。
- 外貨預金には為替変動に伴う元本割れ（円貨ベース）リスクがあります。

- 日本円から米ドル預金を作成あるいは入金する際に、手数料を含んだ当行所定の **TTS** レートを適用します。また米ドル預金から払い戻しの際、米ドルを日本円にする場合も、手数料分を含んだ為替相場である当行所定の **TTB** レートを適用します。（日本円については、**TTS** レート、**TTB** レートと仲値との差額は1米ドルにつき、それぞれ0.5円になります。）
したがって、当初お客様が米ドルに交換された時から為替相場の変動がない場合でも、当初日本円から米ドルに交換された際の為替手数料、および上記の払い戻しの際の為替手数料がかかるため、お受け取りの米ドルの日本円換算額が、当初外貨預金作成時の払い込み日本円金額を下回る（日本円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。
- 外貨預金には、為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受け取りの外貨を日本円に換算すると、当初の払い込み日本円金額を下回る（日本円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。
- 外貨定期預金（米ドル・個人向け）は現状下記のような制限があります。
 - ◆ 預金者は個人のみとさせていただきます。
 - ◆ 預金から外貨現金の支払、または外貨現金での入金はできません。同一通貨口座への振替、または日本円へ交換して振替することはできません。

商品の概要

商品名	外貨定期預金（米ドル・個人向け）
商品概要	外国通貨（米ドル）建ての、期間の定めのある預金です。
預金保険	当行は外国銀行であり日本の預金保険制度に参加していないため、当行に預けられた預金は預金保険が適用されません。 また、当行本店は中国の預金保険制度に参加していますが、海外拠点は制度の対象外となっております。 なお、かかる預金保険制度の内容については今後変更される可能性がありますので、ご留意下さい。 当行在日拠点の預金の支払能力の最終的な源泉は中国にある当行本店です。 当行全体の健全性については当行本店を所管する中国の金融当局が監督しています。
販売対象	個人のお客様
期間	・ 1 ヶ月、3 ヶ月、6 ヶ月、1 年 ・ 自動継続の扱いもできます。 期日が到来すると元利金を自動的に同じ期間の定期預金に継続します。金利は継続時の当行所定金利となります。
預入 （１） 預入方法 （２） 最低預入額 （３） 預入単位 （４） 預入可能通貨	一括預入です。下記のような方法により預入できます。 ・ 外貨預金からの振込・振替 ・ 日本円（現金または預金）からの交換 ・ 被仕向外国送金による外貨送金受領 100 米ドル 1 補助通貨単位まで預入可能 米ドル
払戻方法	下記の方法により満期日以後に一括して払い戻します。 ・ 当行日本国内同一拠点内の外貨普通預金（米ドル）または外貨定期預金（米ドル）への振替 ・ 日本円預金または現金への交換 払戻（解約）時には通帳、届出印章（サイン）及び本人確認書類の他、あらかじめ登録した暗証番号が必要となる場合があります。（暗証番号の登録は任意です）
利息 （１） 適用利率 （２） 利払方法 （３） 計算方法	預け入れ時の金利を満期日まで適用します。 利率については窓口にお問い合わせください。 満期日以後に一括してお支払いいたします。 付利単位を原則 1 補助通貨単位とした 1 年を 360 日とする日割計算。
税金について	・ 利子所得は源泉分離課税（国税 15.315%、地方税 5%）として課税されます。 ・ 為替差益への課税：総合課税 ・ 詳しくはお客様ご自身で公認会計士・税理士にご相談くださいますようお願い申し上げます。
手数料および適用相場	預け入れ方法、払い戻し方法により異なります。 詳しくは後記「外貨預金の預け入れと払い戻しに関わる手数料および適用相場」をご覧ください。

付加できる特約事項	ございません。
期日前解約時のお取り扱い	原則として期日前解約はできません。万が一、当行がやむを得ないものと認めて期日前解約に応じる場合には預入日から期日前解約日までの適用金利は期日前解約日における当該通貨建ての外貨普通預金利率となります。
その他参考となる事項	・本取引のお申し込みの際には、お取引の内容を十分にご検討の上、お客様ご自身の責任と判断に基づいてお申し込みください。 ・為替相場の急激な変動により、お取扱を中断する場合がございます。 ・本書面の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更する場合がございます。
当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人 全国銀行協会 ご連絡先 全国銀行協会相談室 電話：0570-017109 または 03-5252-3772
当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体	なし
お問い合わせ先	下記までお問い合わせください。 ・中国工商銀行東京支店 営業部直通 03-6812-2782 池袋出張所 03-6864-5500 大阪支店 06-7663-8800

〔外貨預金の預け入れと払い戻しに関わる手数料および適用相場〕

	預け入れ・払い戻し方法	手数料・金利等
預け入れ	外貨預金（米ドル）からのお振替	当行日本国内同一拠点内・同一通貨（米ドル）・同一名義預金口座間のお振替は、手数料がかかりません。
	日本円からの交換（お振替・現金）	日本円から外貨（米ドル）に交換して入金する場合は、手数料を含んだ為替相場である TTS レートを適用します。 TTS レートには為替手数料（1 米ドルにつき、0.5 円）が含まれています。
払い戻し	外貨預金（米ドル）等へのお振替	当行日本国内同一拠点内・同一通貨（米ドル）・同一名義預金口座間のお振替は、手数料がかかりません。
	日本円への交換（お振替・現金）	米ドルを円にする際（引出時）には、手数料を含んだ為替相場である TTB レートを適用します。 TTB レートには為替手数料（1 米ドルにつき 0.5 円）が含まれています。

- 当行在日拠点では米ドル現金を取扱っていませんので、米ドル現金による預け入れ、払い戻しはできません。また現在東京支店においては、個人取引のお受付は致しておりません。池袋出張所・大阪支店のみのお取り扱いとなっております。

中国工商銀行 東京支店

東京都千代田区丸の内 1-5-1 新丸の内ビルディング 12 階

中国工商銀行 東京支店 池袋出張所

東京都豊島区西池袋 1-18-6 藤久ビル別館 3 階

中国工商銀行 大阪支店

大阪府大阪市中央区瓦町 4-2-14 京阪神瓦町ビル 1 階

(2022 年 10 月 24 日現在)

個人人民元

外貨定期預金（人民幣・個人向け） 契約締結前交付書面 （兼外貨預金等書面）

（この書面は、法令等の規定に基づく契約締結前交付書面兼外貨預金等書面です。）

この書面をよくお読みください。

- 外貨定期預金（人民幣）とは、外貨通貨（人民幣建て）預金の期間を定め、原則としてその期間中は払い戻しができないことを条件としている預金です。
- 外貨預金には為替変動に伴う元本割れ（円貨ベース）リスクがあります。

- 日本円から人民幣預金を作成あるいは入金する際に、手数料を含んだ当行所定の **TTS** レートを適用します。また人民幣預金から払い戻しの際、人民幣を日本円にする場合も、手数料分を含んだ為替相場である当行所定の **TTB** レートを適用します。（日本円については、**TTS** レート、**TTB** レートと仲値との差額は1人民幣につき、それぞれ0.1円になります。）
したがって、当初お客様が人民幣に交換された時から為替相場の変動がない場合でも、当初日本円から人民幣に交換された際の為替手数料、および上記の払い戻しの際の為替手数料がかかるため、お受け取りの人民幣の日本円換算額が、当初外貨預金作成時の払い込み日本円金額を下回る（日本円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。
- 外貨預金には、為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受け取りの外貨を日本円に換算すると、当初の払い込み日本円金額を下回る（日本円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。
- 外貨定期預金（人民幣・個人向け）は現状下記のような制限があります。
 - ◆ 預金者は個人のみとさせていただきます。
 - 預金から外貨現金の支払、または外貨現金での入金はできません。同一通貨口座への振替、または日本円へ交換して振替することはできません。
 - ◆ この口座から直接人民幣建ての海外送金および他行への国内送金はありません。

商品の概要

商品名	外貨定期預金（人民幣・個人向け）
商品概要	外国通貨（人民幣）建ての、期間の定めのある預金です。
預金保険	当行は外国銀行であり日本の預金保険制度に参加していないため、当行に預けられた預金は預金保険が適用されません。 また、当行本店は中国の預金保険制度に参加していますが、海外拠点は制度の対象外となっております。 なお、かかる預金保険制度の内容については今後変更される可能性がありますので、ご留意下さい。 当行在日拠点の預金の支払能力の最終的な源泉は中国にある当行本店です。 当行全体の健全性については当行本店を所管する中国の金融当局が監督しています。
販売対象	個人のお客様
期間	・ 1 ヶ月、3 ヶ月、6 ヶ月、1 年 ・ 自動継続の扱いもできます。 期日が到来すると元利金を自動的に同じ期間の定期預金に継続します。金利は継続時の当行所定金利となります。
預入 （１） 預入方法 （２） 最低預入額 （３） 預入単位 （４） 預入通貨	一括預入です。下記のような方法により預入できます。 ・ 外貨預金からの振込・振替 ・ 日本円（現金または預金）からの交換 1000 人民幣 1 補助通貨単位まで預入可能 人民幣
払戻方法	下記の方法により満期日以後に一括して払い戻します。 ・ 当行日本国内同一拠点内の外貨普通預金（人民幣）または外貨定期預金（人民幣）への振替 ・ 日本円預金または現金への交換 払戻（解約）時には通帳、届出印章（サイン）及び本人確認書類の他、あらかじめ登録した暗証番号が必要となる場合があります（暗証番号の登録は任意です）。
利息 （１） 適用利率 （２） 利払方法 （３） 計算方法	預け入れ時の金利を満期日まで適用します。 利率については窓口にお問い合わせください。 満期日以後に一括してお支払いいたします。 付利単位を原則 1 補助通貨単位とした 1 年を 360 日とする日割計算。
税金について	・ 利子所得は源泉分離課税（国税 15.315%、地方税 5%）として課税されます。 ・ 為替差益への課税：総合課税 ・ 詳しくはお客様ご自身で公認会計士・税理士にご相談くださいますようお願い申し上げます。
手数料および適用相場	預け入れ方法、払い戻し方法により異なります。 詳しくは後記「外貨預金の預け入れと払い戻しに関わる手数料および適用相場」をご覧ください。
付加できる特約事項	ございません。

期日前解約時のお取り扱い	原則として期日前解約はできません。万が一、当行がやむを得ないものと認めて期日前解約に応じる場合には預入日から期日前解約日までの適用金利は期日前解約日における当該通貨建ての外貨普通預金利率となります。
その他参考となる事項	・本取引のお申し込みの際しましては、お取引の内容を十分にご検討の上、お客様ご自身の責任と判断に基づいてお申し込みください。 ・為替相場の急激な変動により、お取扱を中断する場合がございます。 ・本書面の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更する場合がございます。
当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人 全国銀行協会 ご連絡先 全国銀行協会相談室 電話：0570-017109 または 03-5252-3772
当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体	なし
お問い合わせ先	下記までお問い合わせください。 ・中国工商银行東京支店 営業部直通 03-6812-2782 池袋出張所 03-6864-5500 大阪支店 06-7663-8800

〔外貨預金の預け入れと払い戻しに関わる手数料および適用相場〕

	預け入れ・払い戻し方法	手数料・金利等
預 け 入 れ	外貨預金（人民幣）からの お振替	当行日本国内同一拠点内・同一通貨(人民幣)・同一名義預金口座間のお振替は、手数料がかかりません。
	日本円からの交換 (お振替・現金)	日本円から外貨（人民幣）に交換して入金する場合は、手数料を含んだ為替相場である TTS レートを適用します。 TTS レートには為替手数料（1 人民幣につき 0.1 円）が含まれています。
払 い 戻 し	外貨預金(人民幣)等への お振替	当行日本国内同一拠点内・同一通貨(人民幣)・同一名義預金口座間のお振替は、手数料がかかりません。
	日本円への交換 (お振替・現金)	人民幣を円にする際（引出時）には、手数料を含んだ為替相場である TTB レートを適用します。 TTB レートには為替手数料（1 人民幣につき 0.1 円）が含まれています。

当行在日拠点では人民幣現金を取扱っていませんので、人民幣現金による預け入れ、払い戻しはできません。また現在東京支店においては、個人取引のお受付は致しておりません。池袋出張所・大阪支店のみのお取扱いとなっております。

中国工商銀行 東京支店

東京都千代田区丸の内 1-5-1 新丸の内ビルディング 12 階

中国工商銀行 東京支店 池袋出張所

東京都豊島区西池袋 1-18-6 藤久ビル別館 3 階

中国工商銀行 大阪支店

大阪府大阪市中央区瓦町 4-2-14 京阪神瓦町ビル 1 階

(2022 年 9 月 29 日現在)